



令和7年度
企業における「年収の壁突破」総合対策促進事業

「年収の壁」を知る

女性が活躍するための 「年収の壁」普及啓発セミナー

8月28日（木） 13:30～15:30

＜講師＞

上野 雅子（社会保険労務士）

羽田 リラ（税理士）

・・・講義の内容・・・

1 年収の壁とは？

- ・税金の壁について <これまでとこれから>
- ・社会保険の壁について <これまでとこれから>
- ▶ 質疑応答コーナー①

2 年収/働き方別 影響モデルケース紹介

- ・パートの方（年収110万円～年収160万円）
- ・個人事業主の方（年収180万円～年収200万円）

3 今後に向けたメッセージ

- ▶ 質疑応答コーナー②

・・・ご留意点・・・

○講義中に、質疑応答のお時間を2回設けています。

年収の壁に関するご質問を、画面下にある「Q&A」ボタンからご入力ください。

※この「Q&A」でのご質問はセミナーの最中、随時受け付けておりますので、いつでもお気軽にご質問ください。

※全てのご質問にはお答えできかねますこと、予めご了承ください。

○本セミナーは録画の上で、後日アーカイブとしてホームページ上で公開致します。

※9月下旬頃を予定しております。

○セミナー終了後にZoomから退出される際、アンケート回答画面に移ります。

1分間程度で終わる簡単なものになりますので、ご協力の程よろしくお願い致します。

・・・本日の講師紹介・・・



上野 雅子

社会保険労務士
産業カウンセラー
ハラスメント防止コンサルタント
健康経営エキスパートアドバイザー 他

シェルパ社会保険労務士法人 代表

・・・本日の講師紹介・・・



羽田 リラ

税理士

ファイナンシャル・アドバイザー

株式会社ウーマン・タックス代表取締役

株式会社F.L.P 社外監査役

・・・講義の内容・・・

1 年収の壁とは？

- ・税金の壁について <これまでとこれから>
- ・社会保険の壁について <これまでとこれから>
- ▶ 質疑応答コーナー①

2 年収/働き方別 影響モデルケース紹介

- ・パートの方（年収110万円～年収160万円）
- ・個人事業主の方（年収180万円～年収200万円）

3 今後に向けたメッセージ

- ▶ 質疑応答コーナー②

そもそも年収の壁とは？？

所得税・住民税や社会保険料の負担が生じることにより、手取り額が減少する可能性がある年収額のボーダーラインが「年収の壁」と呼ばれています。

元々は「夫は外で働き妻は専業主婦」を標準とした制度設計のため、専業主婦を優遇する措置が多いのですが、それらの制度は女性の社会進出が進んでいる現代の日本にはそぐわないものになっています！



年収の壁を
超えちゃいそうだな・・・

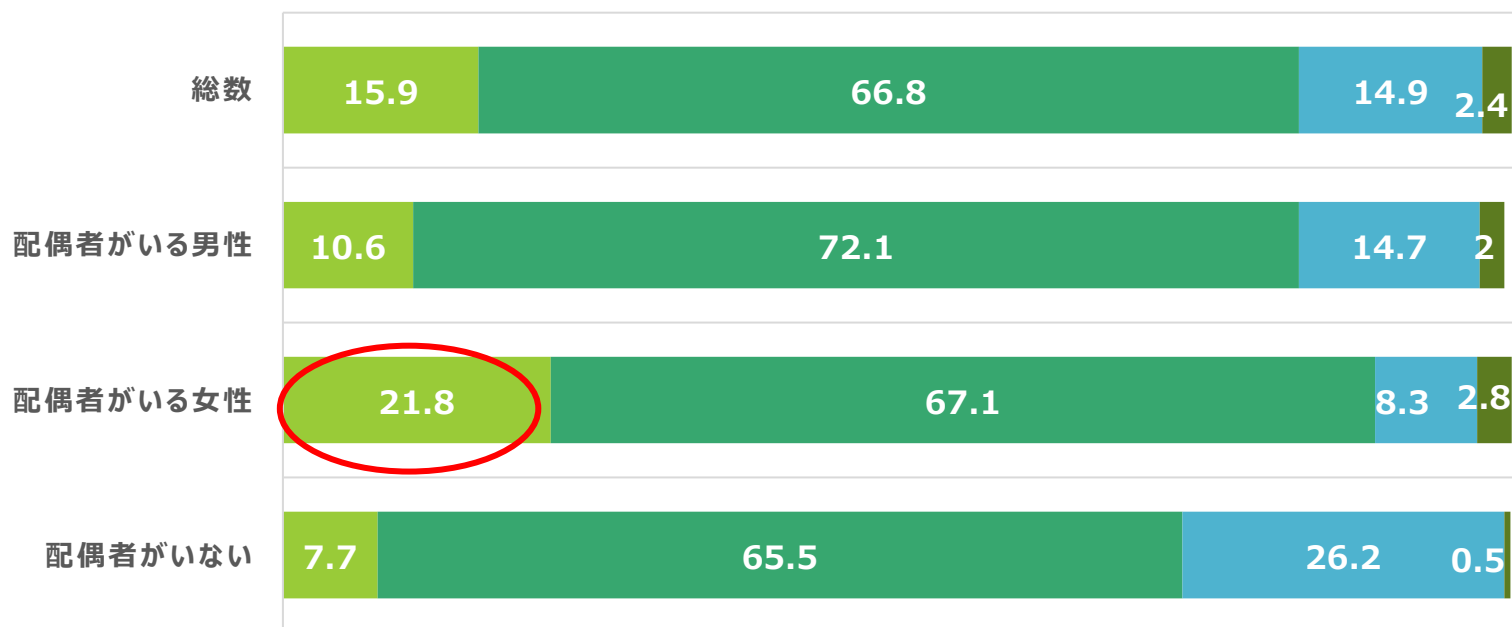
**そのせいで、「年収の壁」を超えないよう、
働く時間を抑える「就業調整」をされる方が
多くいらっしゃいます。**

就業調整の実態

有配偶女性パートタイム労働者の**21.8%**は、税制、社会保障制度、配偶者の勤務先で支給される「配偶者手当」などを意識し、その年収を一定額以下に抑えるために就労時間を調整する「就業調整」を行っています。

就業調整の有無別 %

■ 調整をしている ■ 調整をしていない ■ わからない ■ 不明



就業調整の実態

最も多い理由は自身で社会保険に加入することを避けるため、次いで税金を支払うことになるのを避けるため、となっています。

就業調整の理由

有配偶女性パートタイム労働者のうち、就業調整をしている人が就業調整をする理由には、以下のようなものがあります。

就業調整をする理由	割合（複数回答）
一定額（130万円）を超えると配偶者の健康保険、厚生年金保険の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならないから	57.3%
自分の所得税の非課税限度額（103万円）を超えると税金を支払わなければならないから	49.6%
一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除が無くなり、配偶者特別控除が少なくなるから	36.4%
一定額を超えると配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから	15.4%

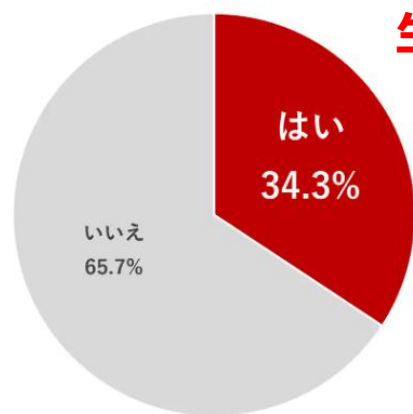
【厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」より】

就業調整の実態【民間の調査結果】

働き控えをしていると回答したのは、34.3%。
また働き控えによる影響として、「生活に必要な収入を得られていない」（45.2%）
が最も多く、「もっと働きたいのに働けない」（37.8%）も3番目に多かったことから、
年収の壁が収入に影響を及ぼしていることがわかります。

Q.年収の壁があることで、
働き控えをしていますか？

Q.働き控えをしていると回答した方に伺います。
働き控えによってどのような影響がありますか？



生活に必要な収入が得られていない

就業時間の調整や管理が大変

もっと働きたいのに働けない

やりたい仕事を選べない

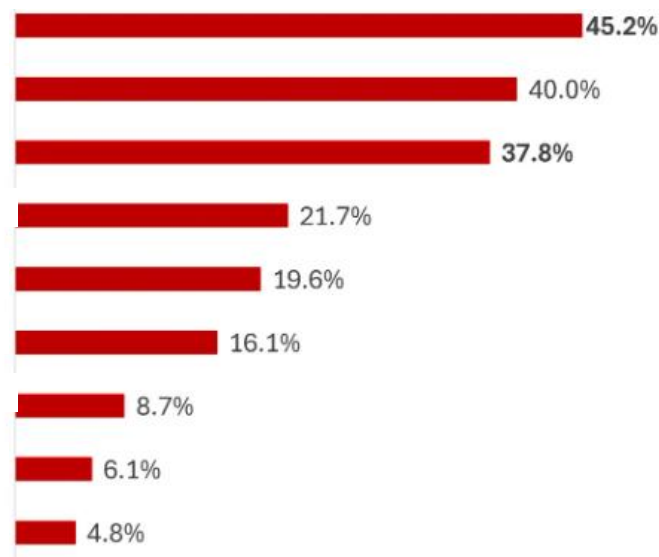
就業時間の制限があることへの罪悪感

キャリアの選択肢が限られていると感じる

キャリアアップができない

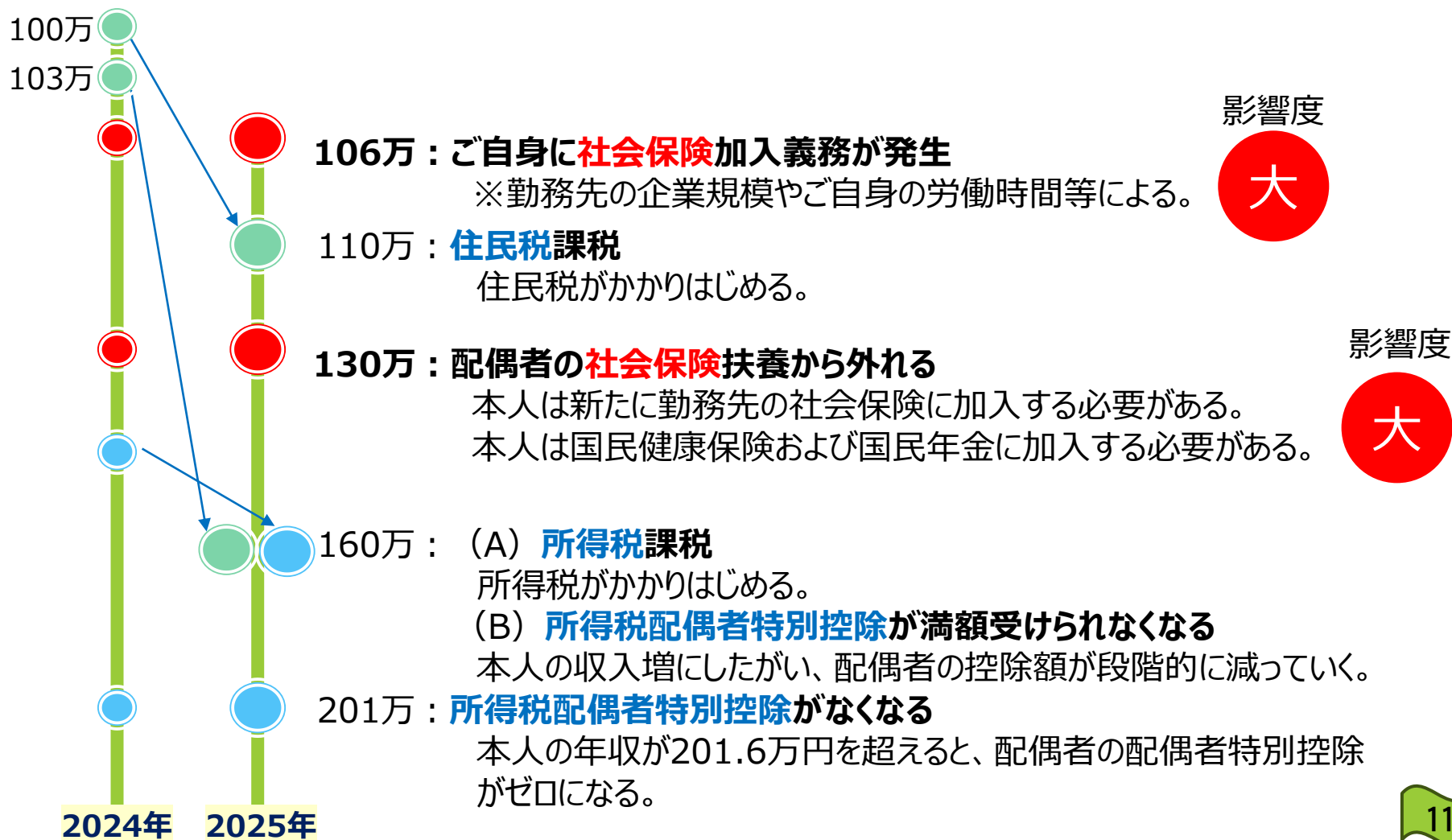
責任があるポジションにつくことが難しい

その他

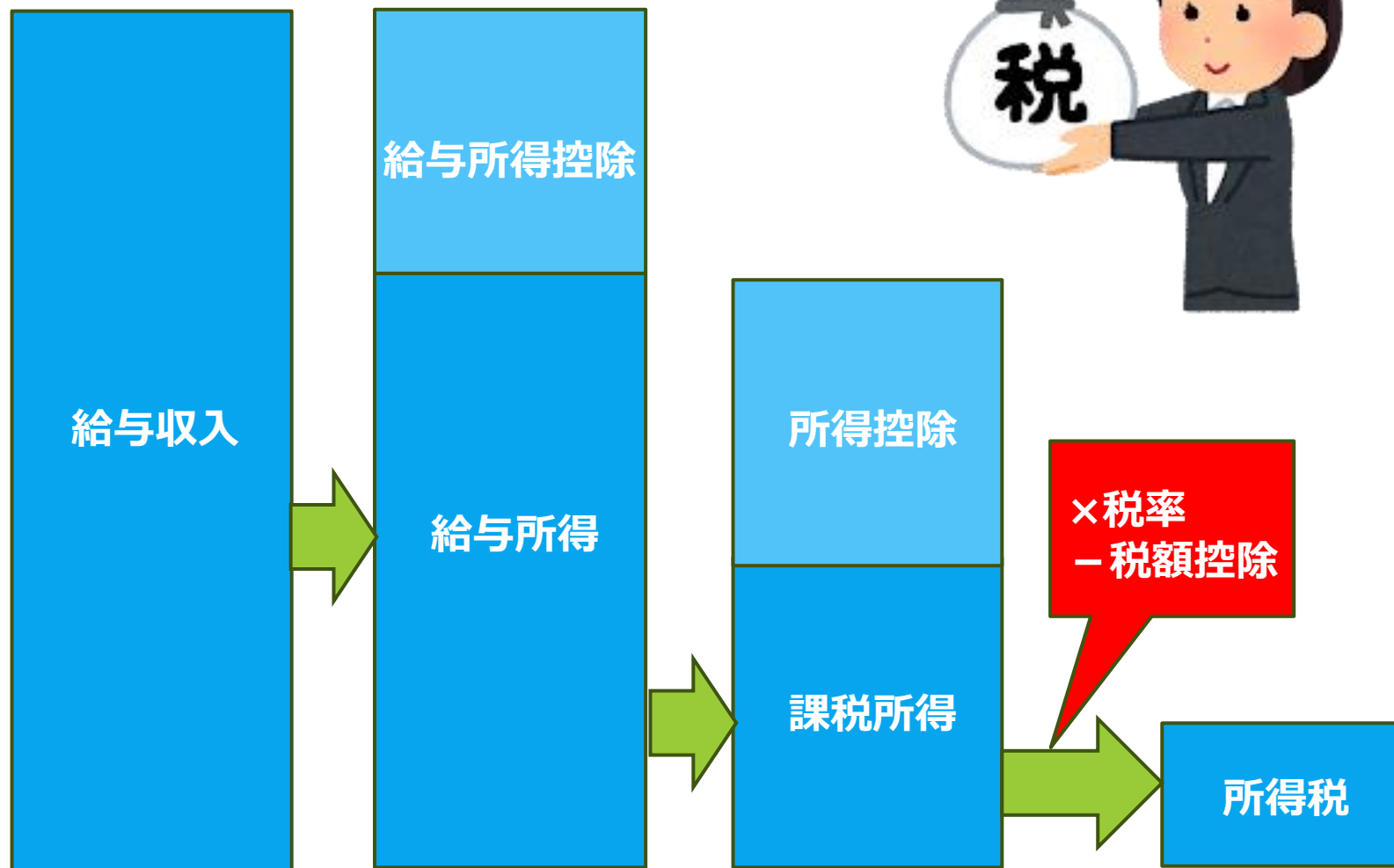


年収の壁における6つの壁

いわゆる「年収の壁」には大きく6つの壁がありますが、手取り額や家計への影響が大きいのは、社会保険に関する106万円の壁と130万円の壁です。



所得税ってどう計算するの？

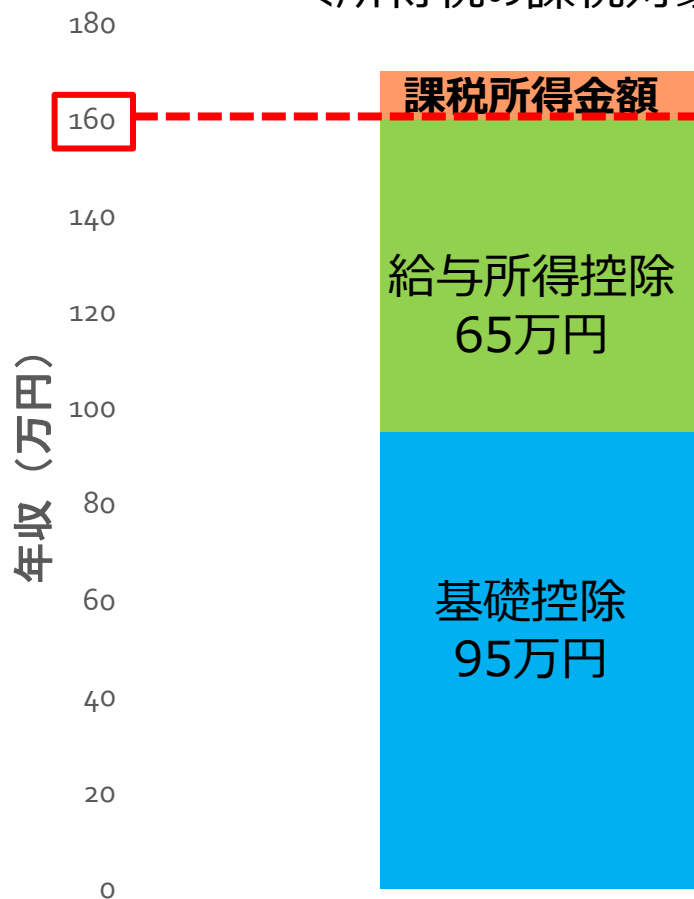


<参考> 所得税の課税所得金額について

※給与200万4千円未満の場合

年収から基礎控除（95万円）と給与所得控除（65万円）の合計160万円を引いた課税対象額に、税率（5％）を掛けると所得税額となります。

<所得税の課税対象>



$$\text{所得税額} = \text{課税対象額} \times \text{税率 (5\%)}$$

<例>

- ・年収180万円の場合
課税対象額200,000円 $\times$ 5% = 10,000円
- ・年収200万円の場合
課税対象額400,000円 $\times$ 5% = 20,000円

住民税ってどう計算するの？

住民税



所得割

(都道府県分 +
市区町村分)



均等割

(都道府県分 +
市区町村分)

○算出方法は所得税とほぼ同じだが、(単身世帯では) 給与所得額が45万円以内の場合は非課税となる。

○税率は、都道府県ごと、市区町村ごとに決まっている。

例) 東京23区

・都分 6%

・区分 4%

⇒合計10%

都道府県ごと、市区町村ごとに決まっている。

例) 東京23区

・都分 3,000円

・区分 1,000円

・国税 1,000円

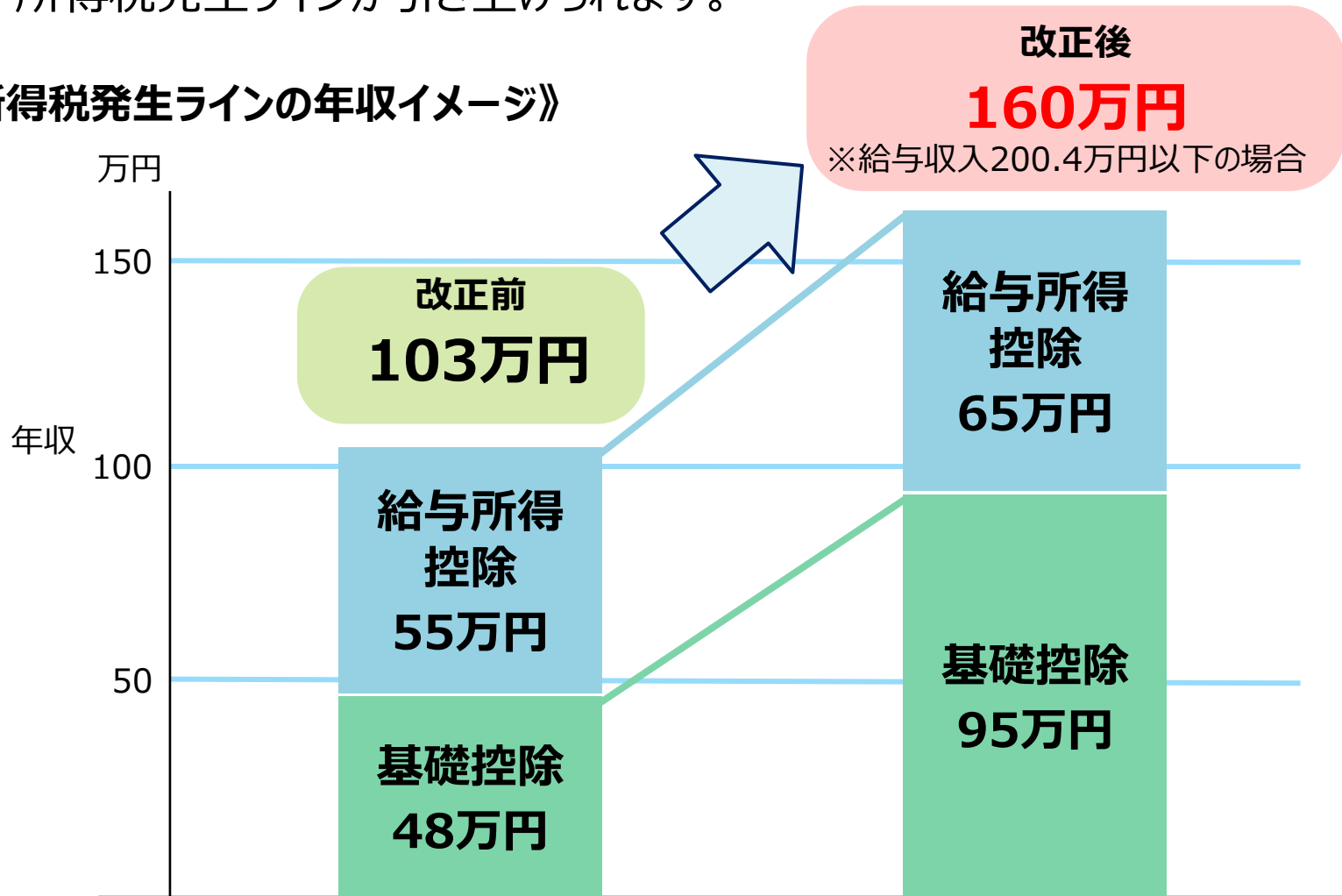
⇒合計5,000円



年収103万円の壁の引き上げ

基礎控除額48万円の見直しと給与所得控除の最低保証額55万円の見直しにより、所得税発生ラインが引き上げられます。

《所得税発生ラインの年収イメージ》



2025年税制の改正 特定親族特別控除の創設

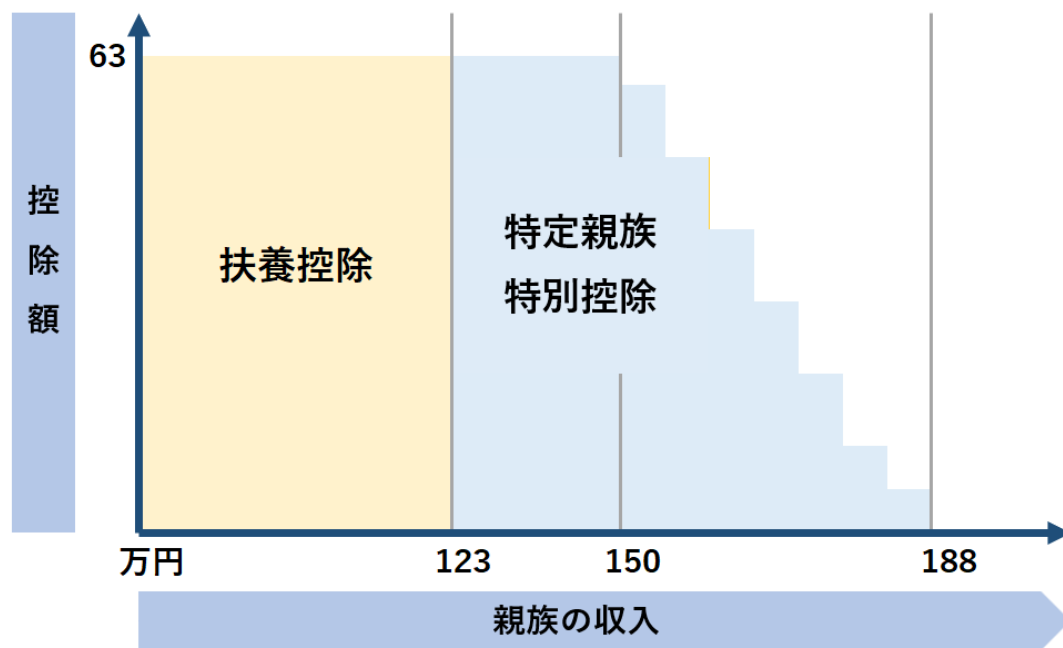
19歳以上23歳未満の特定親族※を有するときに、親等の総所得金額等から控除する特定親族特別控除があります。

■ 特定親族特別控除の控除額

特定親族の年収※ (特定親族の合計所得金額)	特定親族 特別控除額
123万円超 ～ 150万円以下 (58万円超 ～ 85万円以下)	63万円
150万円超 ～ 155万円以下 (85万円超 ～ 90万円以下)	61万円
155万円超 ～ 160万円以下 (90万円超 ～ 95万円以下)	51万円
160万円超 ～ 165万円以下 (95万円超 ～ 100万円以下)	41万円
175万円超 ～ 180万円以下 (110万円超 ～ 115万円以下)	11万円
180万円超 ～ 185万円以下 (115万円超 ～ 120万円以下)	6万円
185万円超 ～ 188万円以下 (120万円超 ～ 123万円以下)	3万円

※収入が給与だけの場合の収入金額

《控除額のイメージ図》

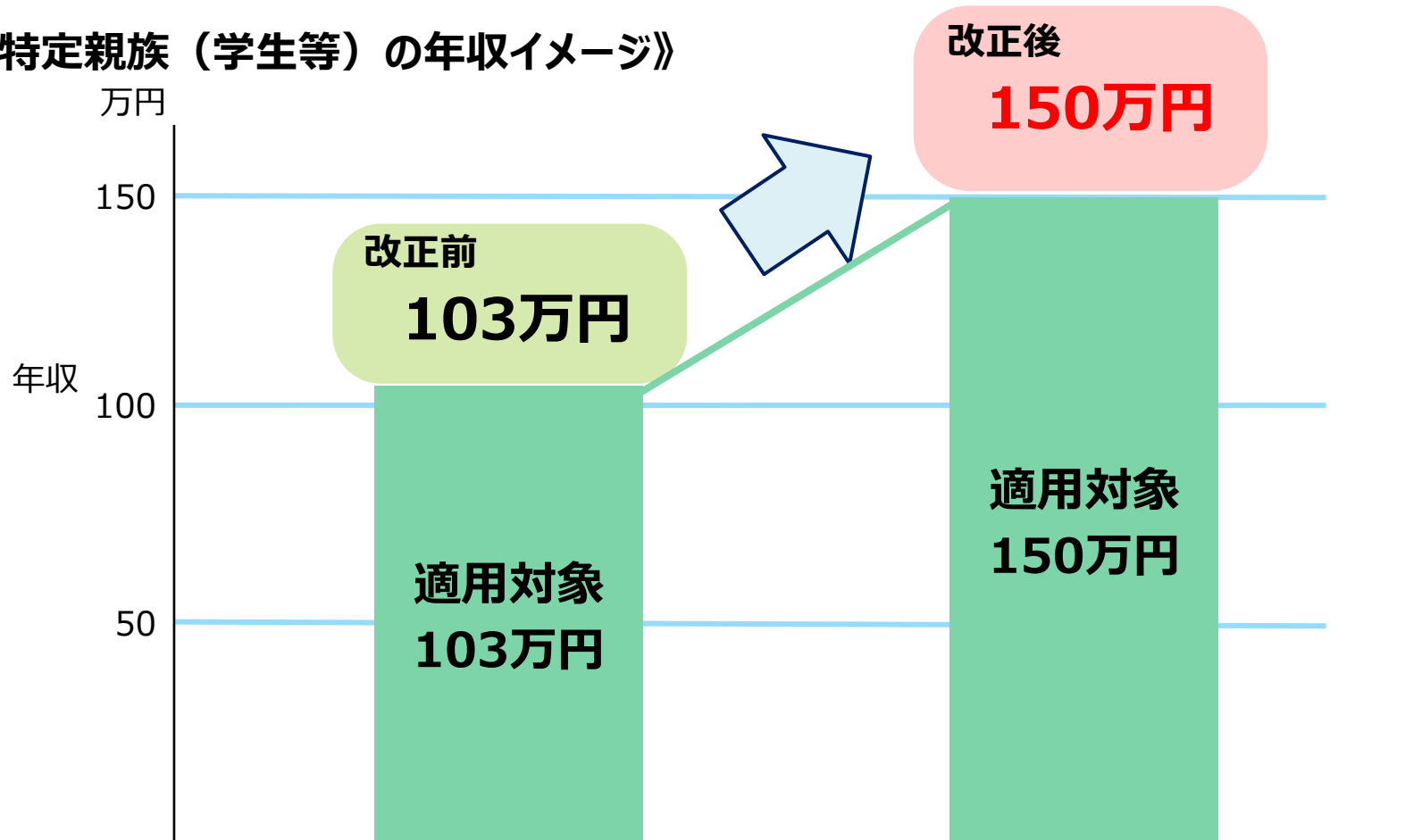


※特定親族とは、居住者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族（配偶者青色事業専従者としての給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除くを除く）で合計所得金額が58万円超123万円以下（給与収入だけの場合は年収123万円超188万円以下）の人をいいます。

学生等の収入要件の緩和

特定親族特別控除の創設により、控除額63万円の適用対象が「年収103万円以内」から「年収150万円以内」に緩和され、学生等の働き控えに効果が見込まれます。

《特定親族（学生等）の年収イメージ》



“配偶者手当”をめぐる議論

配偶者の収入要件がある「配偶者手当」

▶ 女性の就業調整の要因の1つ、と指摘されている。

■「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」（抄）
（平成26年12月16日政労使会議とりまとめ）

配偶者手当についても、官の見直しの検討とあわせて、労使はその在り方の検討を進める。

■「女性の活躍促進に向けた配偶者手当の在り方に関する検討会報告書」概要
（平成28年4月11日）

配偶者の収入要件がある配偶者手当については、配偶者の働き方に中立的な制度となるような見直しを進めることが望まれる。

■「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」
（令和4年6月7日閣議決定）

配偶者手当について「労使において改廃・縮小に向けた議論が進められることを期待する」

“配偶者手当（配偶者がいる従業員に対して支給される手当）”

配偶者手当を支給する事業所は減少傾向となっています。

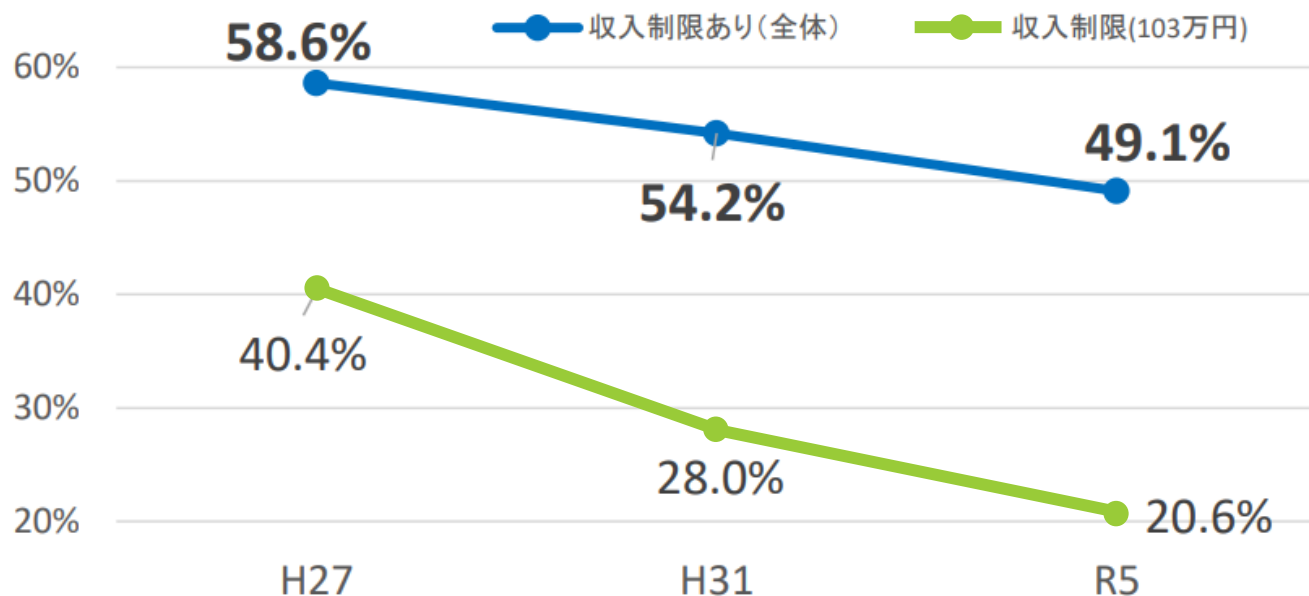
▶平成27年度58.6%→令和5年度49.1%

例えば「103万円」の収入制限を設定している事業所も半減しています。

▶平成27年度40.4%→令和5年度20.6%

出典：厚生労働省

民間企業における「配偶者手当」の支給状況



資料出所：職種別民間給与実態調査を基に作成

※手当名称は、企業によって「家族手当」「扶養手当」など異なるので、就業規則等を確認しましょう。

配偶者手当見直し対策

東京しごと財団「年収の壁突破」総合対策促進奨励金

東京しごと財団では、配偶者手当を見直す企業に奨励金を交付します。

配偶者手当見直しコース

配偶者の収入要件がある**配偶者手当**を見直すことで、**奨励金 30万円**を交付します。



- ▶ 都内で事業を営んでいる事業者であること。
- ▶ 都内に勤務する常時雇用労働者を1名以上雇用していること。なお、都内に勤務する常時雇用労働者1名は6カ月以上継続して雇用していること。
- ▶ 就業規則を所轄の労働基準監督署に届出ていること。
- ▶ 就業規則に「配偶者の収入要件がある配偶者手当」の規定があること。
- ▶ 事前エントリーから過去5年以内に「配偶者の収入要件がある配偶者手当」の支給実績があること。また、支給実績のある日付以降に就業規則の当該手当の記載を削除したことがないこと。

※申し込み以前に、既に見直しを行った企業は対象外です。

年収の壁突破 奨励金

検索

<https://nenshunokabetoppa-syoureikin.jp/>



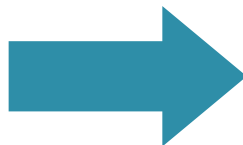
出典：東京しごと財団

[160万円（改正前：150万円）の壁／201万円の壁]

ご自身の年収が**160万円**を超えると、配偶者（夫）の税額について、所得控除の一つである配偶者特別控除の控除額が**段階的に縮小し始める**ため、配偶者（夫）の税額がそれに応じて増えていくことになります。

更に、ご自身の年収が**201万円**を超えると、配偶者（夫）の税額について、所得控除の一つである配偶者特別控除の控除額が**ゼロになる**ため、配偶者（夫）の税額が増えることになります。

配偶者（夫）の増えた税額分、世帯としての可処分所得額が減ることになるため、「壁」と言われています。



配偶者の税額が
段階的に増え始める

年収の壁～160万円の壁～

年収が160万円を超えると、夫の所得税・住民税の配偶者特別控除の段階的な縮小が始まります。夫の給与にかかる所得税・住民税が少しずつ上がり始めます。

■ご自身の収入が160万円→161万円になった際の夫の手取り額の変化

a.配偶者（夫）の収入		5,000,000	5,000,000	(差額)
	b.社会保険料	777,000	777,000	+0
	c.所得税	98,169	99,190	+約0.1万円
	d.住民税	207,300	209,300	+約0.2万円
e.控除合計（b+c+d）		1,082,469	1,085,490	+約0.3万円
f.手取り額（a-e）		3,917,531	3,914,510	-約0.3万円

夫の年収は
変わらないと想定

所得税・住民税が
少しだけ増加

所得税・住民税の
増加分、収入が
少しだけ減ります。

年収の壁～201万円の壁～

年収が201万円を超えると、夫の所得税・住民税の配偶者特別控除が完全になくなります。夫の給与にかかる所得税・住民税が少しだけ上がります。

■ご自身の収入が201万円→202万円になった際の夫の手取り額の変化

a.配偶者（夫）の収入		5,000,000	5,000,000	(差額)
	b.社会保険料	777,000	777,000	+0
	c.所得税	132,526	135,589	+約0.3万円
	d.住民税	237,300	240,300	+約0.3万円
	e.控除合計（b+c+d）	1,146,826	1,152,889	+約0.6万円
f.手取り額（a-e）		3,853,174	3,847,111	-約0.6万円

夫の年収は
変わらないと想定

所得税・住民税が
少しだけ増加

所得税・住民税の
増加分、収入も少し
減ります。

年収の壁～160万円の壁（A）～

給与所得控除と基礎控除の合計が160万円ですが、社会保険料等の控除が生じる場合は、年収161万円であっても所得税が発生しません。

■ 本人の手取り額の変化

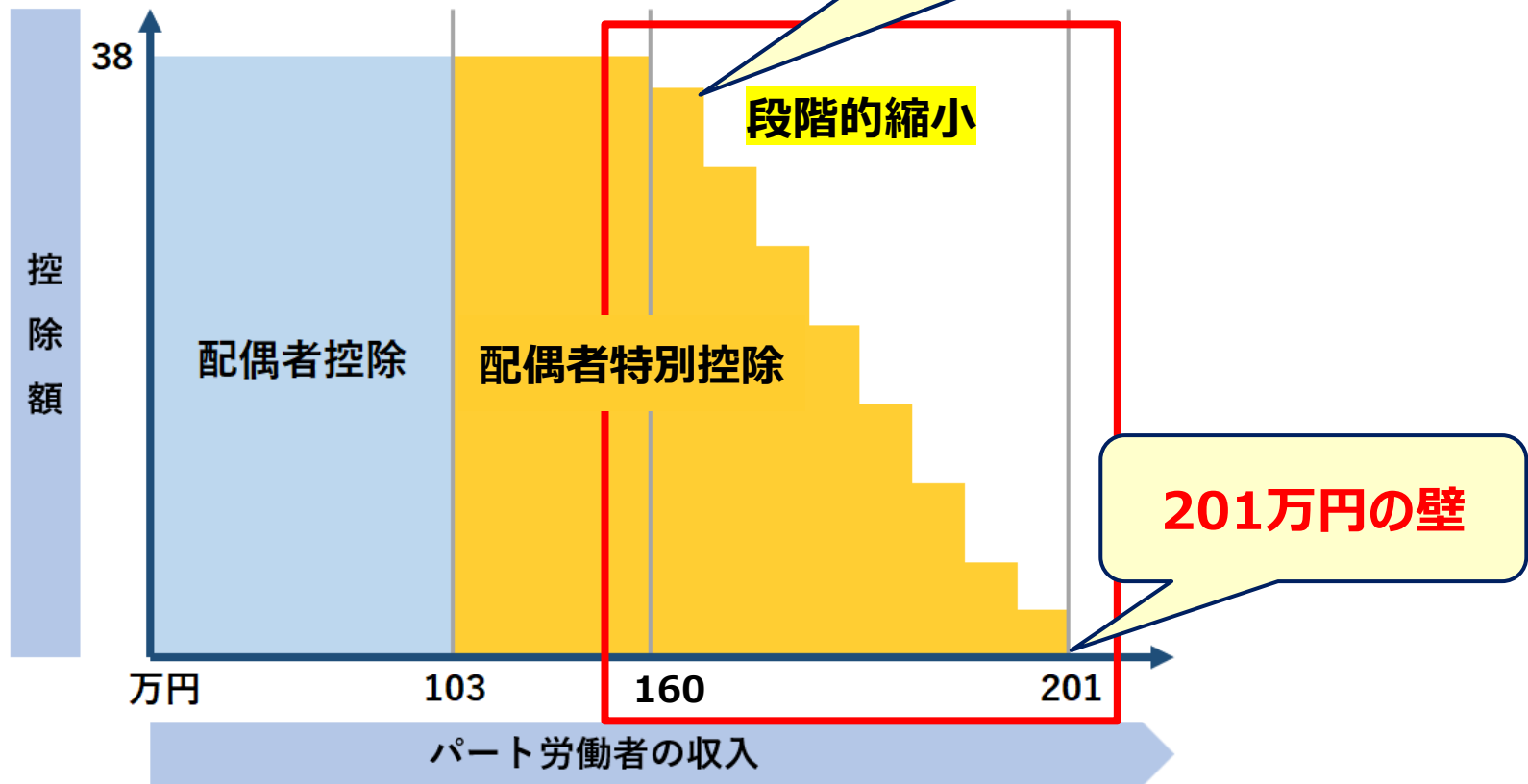
a.収入（年収）		1,600,000	1,610,000	（差額）	給与所得控除 65万円 基礎控除 95万円 65万円+95万円 → 160万円
	b.社会保険料	239,592	239,592	—	
	c.雇用保険料	8,800	8,855	+ 0.0万円	
	d.所得税	0	0	—	
	e.住民税	29,500	30,500	+ 0.1万円	
f.控除合計（b+c+d+e）		277,892	278,947	+ 0.1万円	住民税の差額
g.手取り額（a-f）		1,322,108	1,331,053	+ 0.9万円	年収増加分、 収入が増えます。

※住民税は、現時点での市町村のシュミレーションに基づいて計算されたもので、令和8年度に課税される税額と異なる場合があります。

配偶者特別控除 控除額のイメージ

本人の年収が160万円超から、配偶者特別控除の控除額が段階的に減額し、年収201万円を超えると控除額がなくなります。

《控除額のイメージ図》



出典：『年収の壁について知ろう』（厚生労働省）より抜粋して作成
<https://www.mhlw.go.jp/content/001265287.pdf>

・・・講義の内容・・・

1 年収の壁とは？

- ・税金の壁について <これまでとこれから>
- ・社会保険の壁について <これまでとこれから>
- ▶ 質疑応答コーナー①

2 年収/働き方別 影響モデルケース紹介

- ・パートの方（年収110万円～年収160万円）
- ・個人事業主の方（年収180万円～年収200万円）

3 今後に向けたメッセージ

- ▶ 質疑応答コーナー②

[106万円の壁]

厚生年金加入者51人以上の企業等に適用される社会保険適用基準で「月額8.8万円」は、年額にすると105万6千円です。

→106万円の壁は、厳密に言えば“105万6千円の壁”です。

この年額を超えると社会保険適用となり、
社会保険料分が自身の給与から差し引かれ、
手取り額が減ることになるため、「壁」と言われています。

※ただし、短時間労働者の4つの基準すべてを満たしていなければ、
社会保険加入義務は発生しません。



社会保険加入
(保険料分の
手取り額が減少)

年収の壁～106万円の壁～

※厚生年金加入者が**51人以上**の企業等にお勤めの方

年収約106万円以上など条件を満たすとご自身も社会保険に加入することになり、社会保険料（年収の約15%）が発生します。その分、手取り額は減少します。

■ご自身の手取り額の変化

a.収入（年収）		1,050,000	1,060,000	（差額）
	b.社会保険料	0	157,764	+約15.8万円
	c.所得税	0	0	—
	d.住民税	0	0	—
e.控除合計（b+c+d）		0	157,764	+約15.8万円
f.手取り額（a-e）		1,050,000	902,236	-約15.8万円

社会保険料が発生
（年収の約15%）

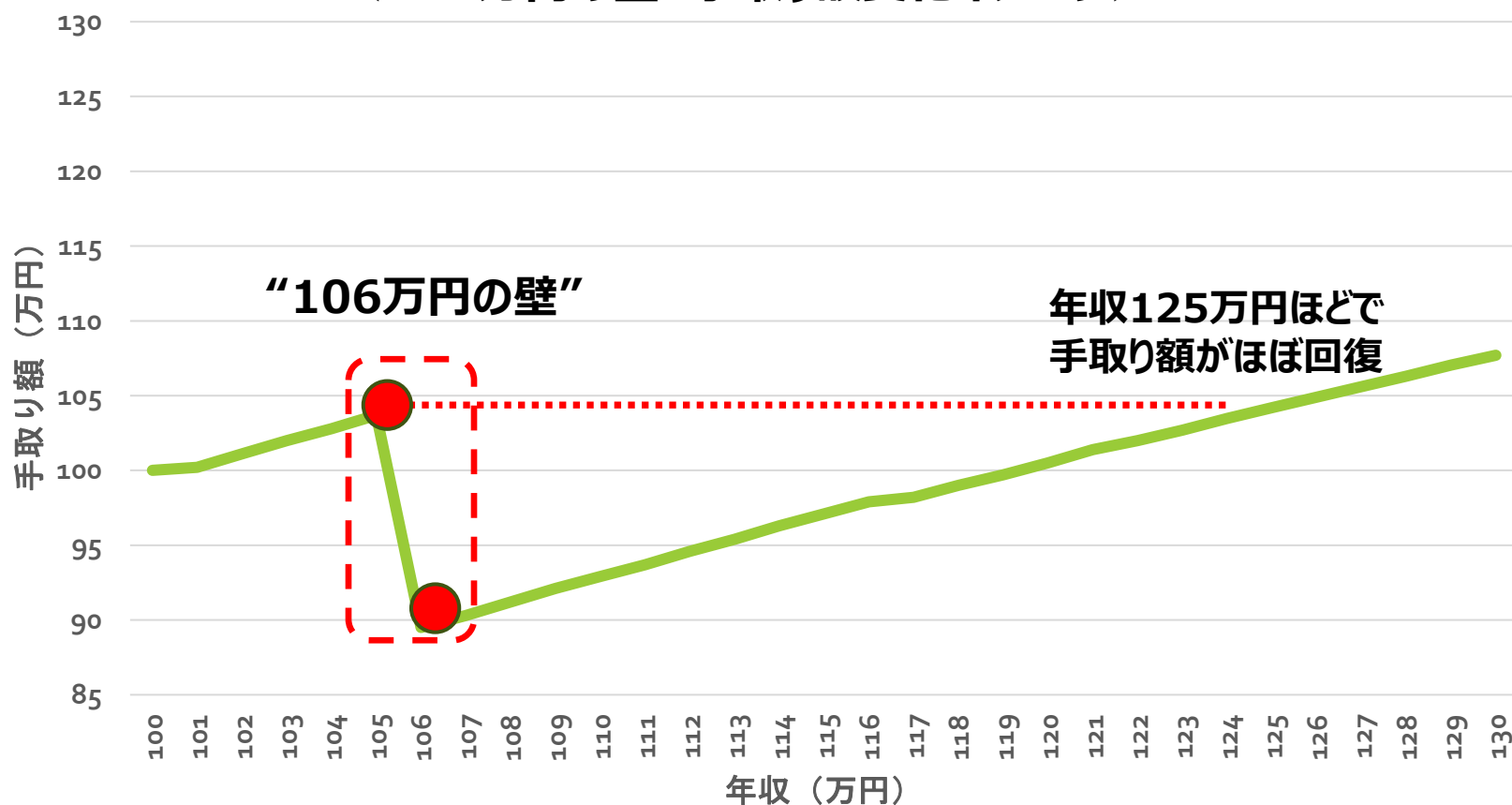
手取り額が16万
円ほど減ってしまう

106万円の壁と手取り額の変化

※厚生年金加入者が**51人以上**の企業等にお勤めの方

社会保険加入に伴い手取り額は15%近く減り、その後は年収の増加に合わせて手取り額も回復に向かいます。（年収約125万円ではほぼ回復）

<106万円の壁 手取り額変化イメージ>



106万円の壁を超えるとどうなる？

※厚生年金加入者が**51人以上**の企業等にお勤めの方

- ◆ 社会保険（厚生年金・健康保険）に新たに加入することになります
- ◆ 社会保険料の負担が発生し、一時的に手取りが減少します
- ◆ 医療や死亡のリスク、将来の年金など保障が手厚くなります
- ◆ 賞与にも社会保険料がかかります
- ◆ 配偶者の勤務先企業から支給される配偶者手当が

受け取れなくなる場合もあるため、事前に確認しておきましょう

- ◆ 後述の「給与が月額88,000円以上」という社会保険加入要件ですが、

「月額賃金×12」が基準となり、この賃金には交通費や残業代は含まれません

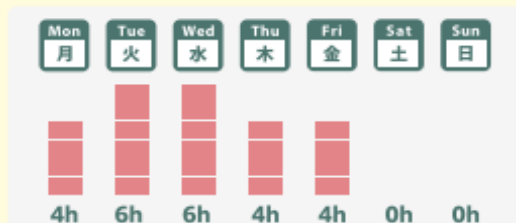
※所得税計算の年収とは計算方法が異なります

社保加入済み従業員数**51人以上**の事業所の場合

4つの基準すべてに当てはまると、社会保険に加入することになります。

■ 社会保険加入要件

check ☐ 週の勤務時間が**20時間以上**



残業時間は含みません

check ☐ **2ヶ月を超えて働く予定がある**



check ☐ 給与が月額**88,000円以上**



残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません

check ☐ **学生ではない**



休学中、定時制、通信制の方は、加入対象となります

“106万円の壁”

2024年10月～従業員51人以上の企業が対象となります。 ※従業員：厚生年金保険の被保険者数

社保加入の義務的運用適用企業

今まで段階的に拡大してきており、今後、すべての規模の企業に適用される見通しです。「従業員数」を「企業規模要件」と言います。



出展：政府広報オンライン

社保加入済み従業員数51人未満の事業所の場合

週30時間以上勤務している方は、社会保険に加入します。

社会保険加入要件

- ☑ **週の所定労働時間および月の所定労働日数が、
常時雇用されている従業員の4分の3以上である者**

<例>

・正社員の所定労働時間が週40時間の場合

⇒週40時間×3/4=30時間 となります。

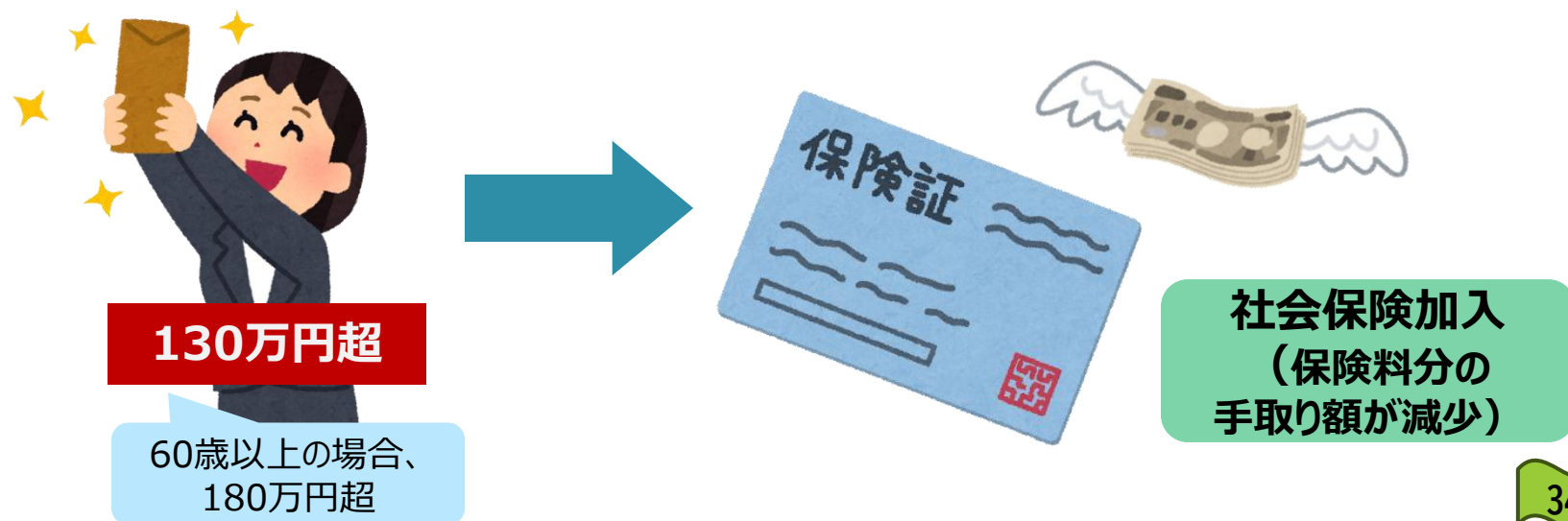


[130万円の壁]

社会保険適用事業所にお勤めかどうかに関わらず、
年収130万円を超えると、配偶者の社会保険の扶養から外れ、
自分自身で社会保険に加入することになります。

社会保険料分が自身の給与から差し引かれ、
手取り額が減ることになるため、「壁」と言われています。

注) ご自身の年齢が60歳以上の場合は、
180万円が基準となります。



年収の壁～130万円の壁～

※厚生年金加入者が51人未満の企業等にお勤めの方

配偶者の扶養から外れてご自身で社会保険に加入※することになり、社会保険料が発生します。それにより、手取り額が減少します。

■本人の手取り額の変化 ※所定労働間数を週20時間以上に延長し、同時に年収130万円見込となった場合

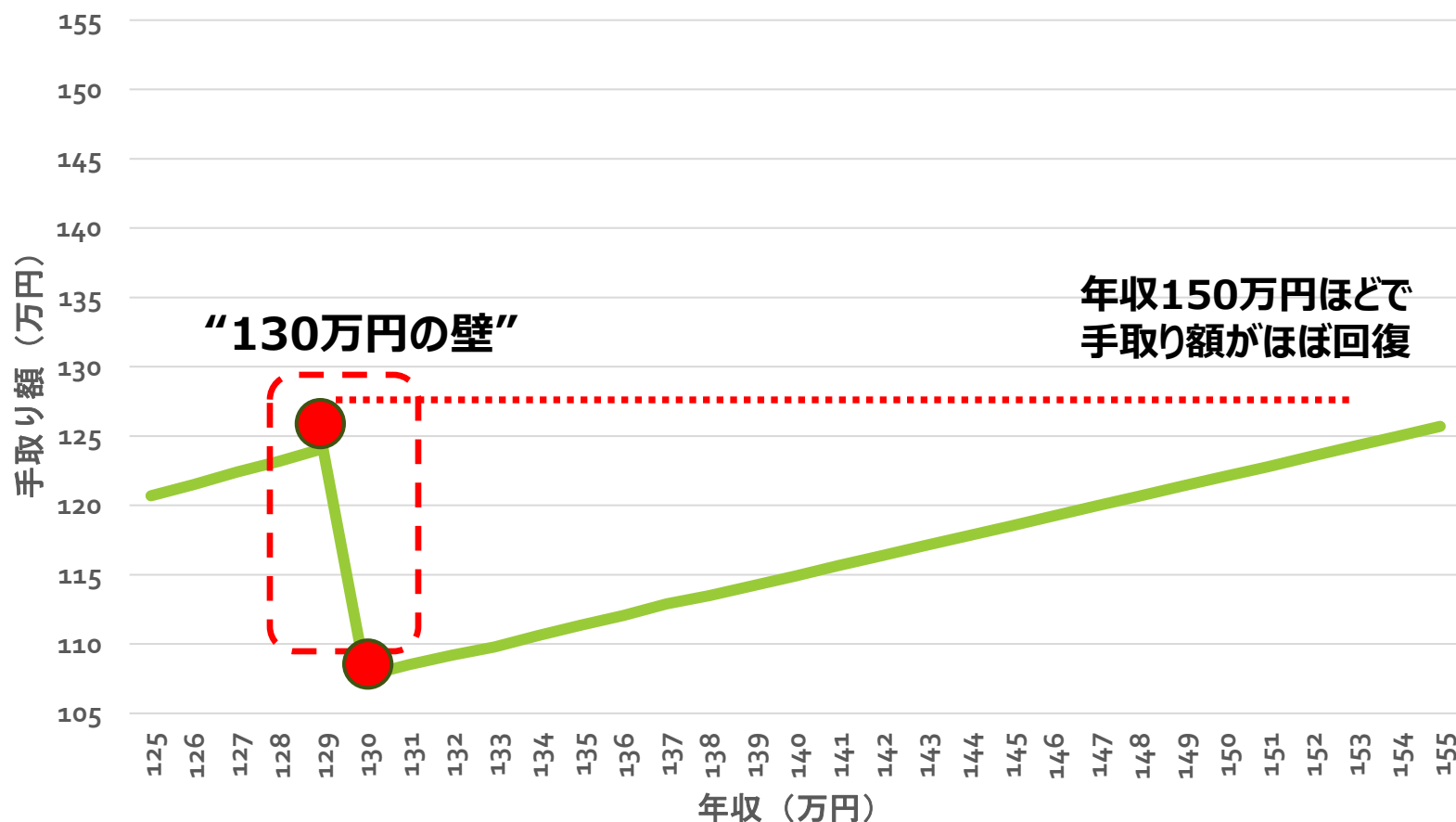
a.収入（年収）		1,290,000	1,300,000	（差額）	
	b.社会保険料	0	196,680	+ 19.6万円	社会保険料が発生 （年収の約15%）
	c.雇用保険料	7,095	7,150	+ 0.0万円	
	d.所得税	0	0	—	住民税は減る
	e.住民税	22,700	5,800	－ 1.6万円	
f.控除合計（b+c+d+e）		29,795	209,630	+ 17.9万円	手取り額が 減ってしまう
g.手取り額（a-f）		1,260,205	1,090,370	－ 16.9万円	

130万円の壁と手取り額の変化

※厚生年金加入者が51人未満の企業等にお勤めの方

社会保険等加入に伴い手取り額は15%程度減り、その後は年収の増加に合わせて手取り額も回復に向かいます。（年収約150万円ではほぼ回復）

<130万円の壁 手取り額変化イメージ>



130万円の壁を超えるとどうなる？

※厚生年金加入者が**51人未満**の企業等にお勤めの方

- ◆ 社会保険（厚生年金・健康保険）に新たに参加することになります
- ◆ 社会保険料の負担が発生し、一時的に手取りが減少します
- ◆ 医療や死亡のリスク、将来の年金など保障が手厚くなります
- ◆ 社会保険料の算定には、通勤交通費や残業手当も含まれます
- ◆ 賞与にも社会保険料がかかります
- ◆ 配偶者の勤務先企業から支給される配偶者手当が受け取れなくなる

場合もあるため、事前に確認しておきましょう



国（厚労省）の支援①

社会保険加入対象者の急増に対し、国は事業主への支援策を講じています。

令和5.10～

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金

労働者の収入を増加させる取組（社会保険適用促進手当として支給する場合も対象）を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。

◆社会保険適用促進手当

標準報酬算定から除外されるため、事業主負担の保険料が上がらずに支給できる。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者の認定手続きを簡略化し、事業主の証明書による迅速な判断を可能とした。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

中小企業においても取組が進むよう、手順をフローチャートで示す等のわかりやすい資料を公表すると共に中小企業団体等を通じて周知している。

出典：厚労省

国（厚労省）の支援②

キャリアアップ助成金では、本年7月1日より、「短時間労働者労働時間延長支援コース」を新設しました。労働者を新たに社会保険に加入させると共に、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

要 件		1 人 当 たり 助 成 額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
5時間以上	—	50万円	40万円	30万円
4時間以上5時間未満	5%以上			
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

要 件		1 人 当 たり 助 成 額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
労働時間を更に2時間以上延長	—	25万円	20万円	15万円
—	基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用			

- ・複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象
 - ・社会保険加入時点の取り組み内容（1年目）と2年目の取り組み実施後（2年目）で比較
- ※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

ダブルワークをしている方の場合

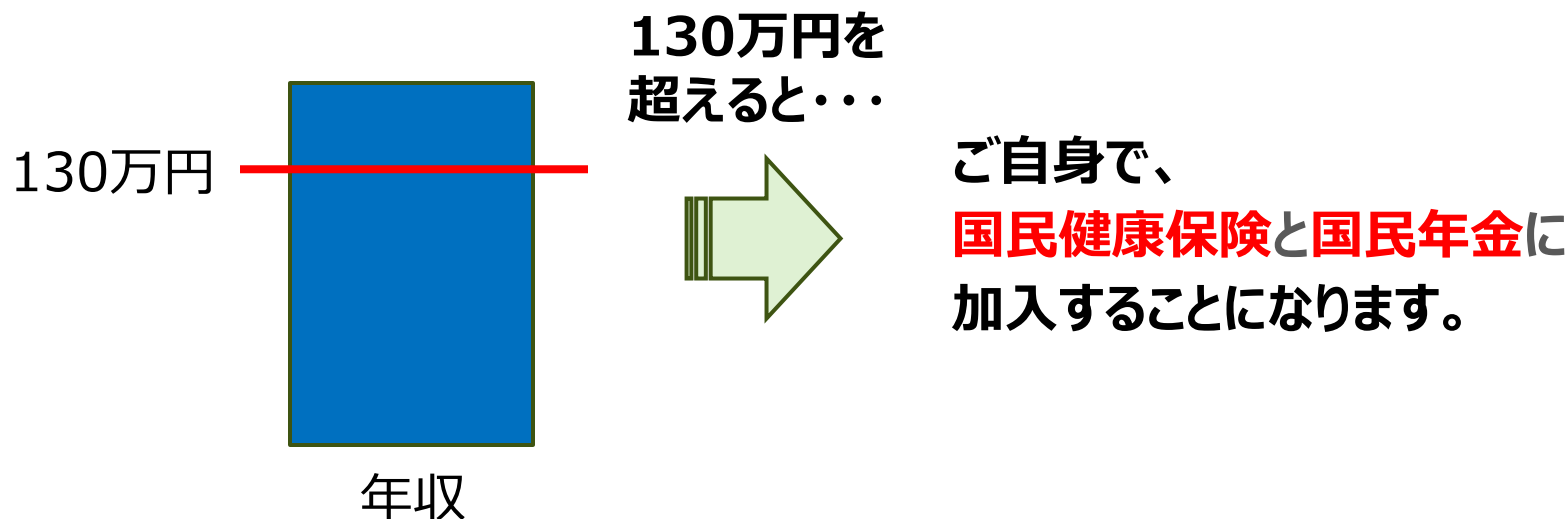
1つの事業所ごとに、社会保険加入要件を満たしているかを判定していきます。

パターン	社会保険加入について
①2つの事業所双方で、社会保険加入条件を満たしていない。	加入しない。
②片方の事業所のみ、社会保険加入条件を満たしている。	その片方の事業所で加入する。 ※報酬月額を合算せず、片方の事業所での報酬月額のみが保険料の基準となる。
③2つの事業所双方で、社会保険加入条件を満たしている。	両方の事業所で加入し、健康保険証はどちらか片方を選択して発行する。 ※報酬月額は合算され、その合算額が保険料の基準となる。 →その分、将来の年金額は増えます。

※それぞれの収入合算が130万円を超えると、扶養の対象外となります。

個人事業主（※扶養内で働いている）の場合

年間収入が130万円（60歳以上の方は180万円）を超えると、
ご自身で国民健康保険、国民年金に加入することになります。



オプション

年金については、任意で3階の
「国民年金基金」や「個人型確定拠出年金」
などに加入することができます。

国民健康保険・国民年金の保険料について

事業主と折半になる社会保険と比べ、保険料は高くなっています。

年収	被用者の社会保険料			個人事業主等の社会保険料※		
	健康保険	厚生年金	合計額	国民健康保険	国民年金	合計額
106万円	6.2万円	9.6万円	15.8万円	5.7万円	20.4万円 (一律)	26.1万円
130万円	7.6万円	12.1万円	19.7万円	10.9万円		31.3万円
150万円	8.8万円	13.8万円	22.6万円	13.7万円		34.1万円
200万円	11.9万円	18.7万円	30.6万円	20.4万円		40.8万円

※新宿区の令和6年度の例

106万円の壁はどう変わるか？

全国の最低賃金の引上げの状況を見極めて、3年以内に廃止されます。
企業規模が51人以上の企業に勤務する従業員は、労働時間月額88,000円
（年収106万円）未満であっても社会保険に加入することになります。

現在



2024年、地域別最低賃金の最低額である
時給951円で働く人は..

週20時間

働いても、月収8.2万円

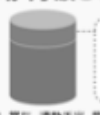
✓ 週の勤務が20時間以上



※残業時間は原則、含みません。

満たす

✓ 給与が月額88,000円以上



※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません。

満たさない

社会保険に加入しない

最低賃金
上昇



賃金要件を撤廃していくイメージ

20XX年、地域別最低賃金の最低額が時給1,016円を上回ると
どの都道府県においても..

週20時間

働くと、月収8.8万円

✓ 週の勤務が20時間以上



※残業時間は原則、含みません。

✓ 給与が月額88,000円以上



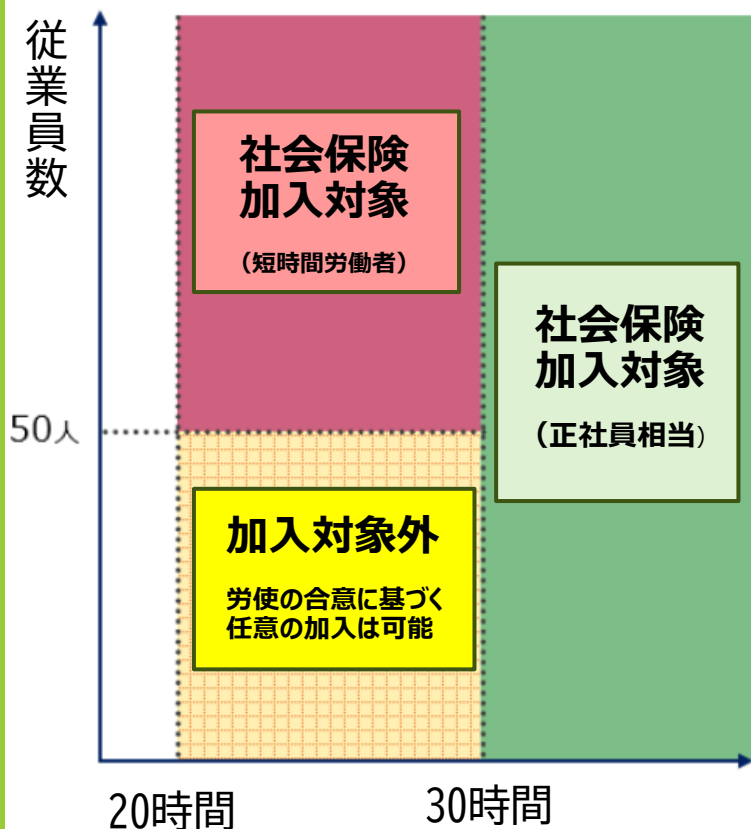
※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません。

週20時間働くだけで
自動的に社会保険に加入

社会保険適用拡大を巡る改正案

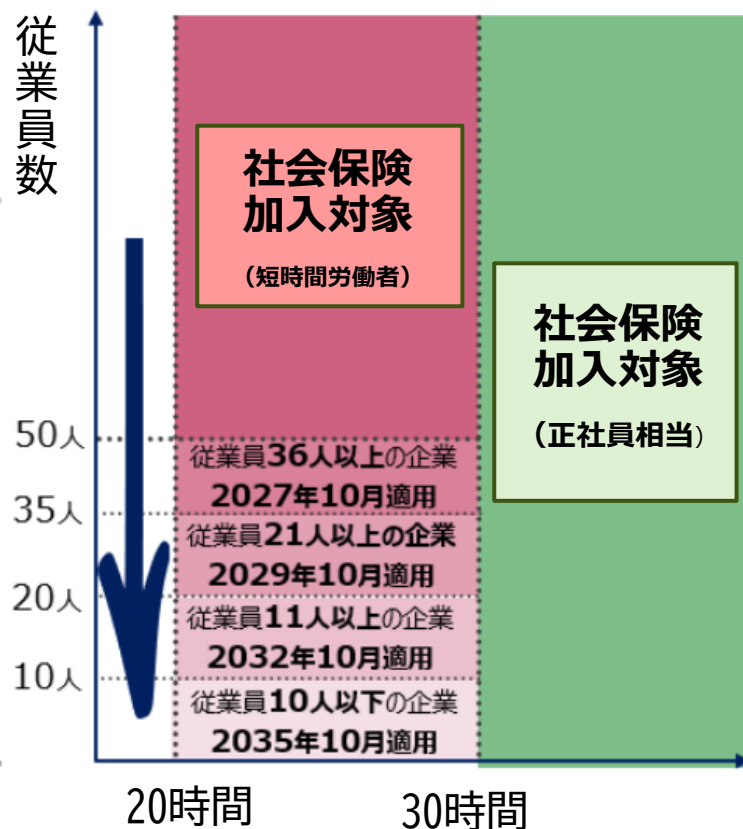
段階的に改定されてきた適用拡大は、2035年10月に完了する予定で進められています。

現在



企業規模要件を撤廃していくイメージ

適用までは、
労使の合意に
基づく任意の
加入を後押し
していきます



第3号被保険者制度はどうか？

第3号被保険者とは

第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で、原則として年収が130万円未満の20歳以上60歳未満の方（自身は保険料負担なしで国民年金に加入できる）

第1号被保険者

農業、自営業者、
学生など

約**1,387**万人

●保険料の納付方法

加入者自身による

●加入の手続き

市(区)役所または町村役
場に加入者自身が届出

第2号被保険者

会社員や公務員など

約**4,672**万人

●保険料の納付方法

加入者の給料から自動天
引き(「会社などの負担額(加入者
と同額)と併せて会社などが納付」

●加入の手続き

勤め先の会社などが届出

第3号被保険者

第2号被保険者に
扶養されている配偶者
(年収130万円未満)

約**686**万人

●保険料の納付方法

自己負担なしのため不要
(配偶者が加入する年金制度が負担)

●加入の手続き

加入者自身が配偶者の会
社などを經由して届出

第3号被保険者制度はどうか？

- 「106万円の壁」や「企業規模要件」による社会保険適用拡大が進む。
- これにより、扶養の範囲内（130万円）を意識する人が減少する。
- 最終的に、第3号被保険者の対象者は限定されていくと予測される。
- ただし、制度の「撤廃」は議論されていない。

《根拠データ》

- ① 約7割の女性が第1子出産後も就業を継続。
- ② 共働き世帯が増加しており、特に妻がパートの世帯の増加が顕著。
- ③ 第3号被保険者のうち約9割が子どもがおり、約5割近くが就業している。
- ④ 就業している第3号被保険者の約8割が、週の労働時間は20時間以上。



「共働き、子育て」という社会のあり方をさらに後押し！

夫婦それぞれがキャリアを持ち、子育てや家事を分担するスタイルが、より一層一般的になるでしょう。これにより、個人の選択肢が広がり、家庭内での協力体制も進化していくと考えられます。

・・・講義の内容・・・

1 年収の壁とは？

- ・税金の壁について <これまでとこれから>
- ・社会保険の壁について <これまでとこれから>

▶ 質疑応答コーナー①

2 年収/働き方別 影響モデルケース紹介

- ・パートの方（年収110万円～年収160万円）
- ・個人事業主の方（年収180万円～年収200万円）

3 今後に向けたメッセージ

▶ 質疑応答コーナー②

1回目の質疑応答の時間です

- 画面下の「Q&A」ボタンを押し、ご質問をご入力ください。
(匿名でご質問できます。)

※お時間の制約上、全てのご質問にお答えできかねる点をご了承下さい。

- 適宜、休憩もお取りください。

・・・講義の内容・・・

1 年収の壁とは？

- ・税金の壁について <これまでとこれから>
- ・社会保険の壁について <これまでとこれから>
- ▶ 質疑応答コーナー①

2 年収/働き方別 影響モデルケース紹介

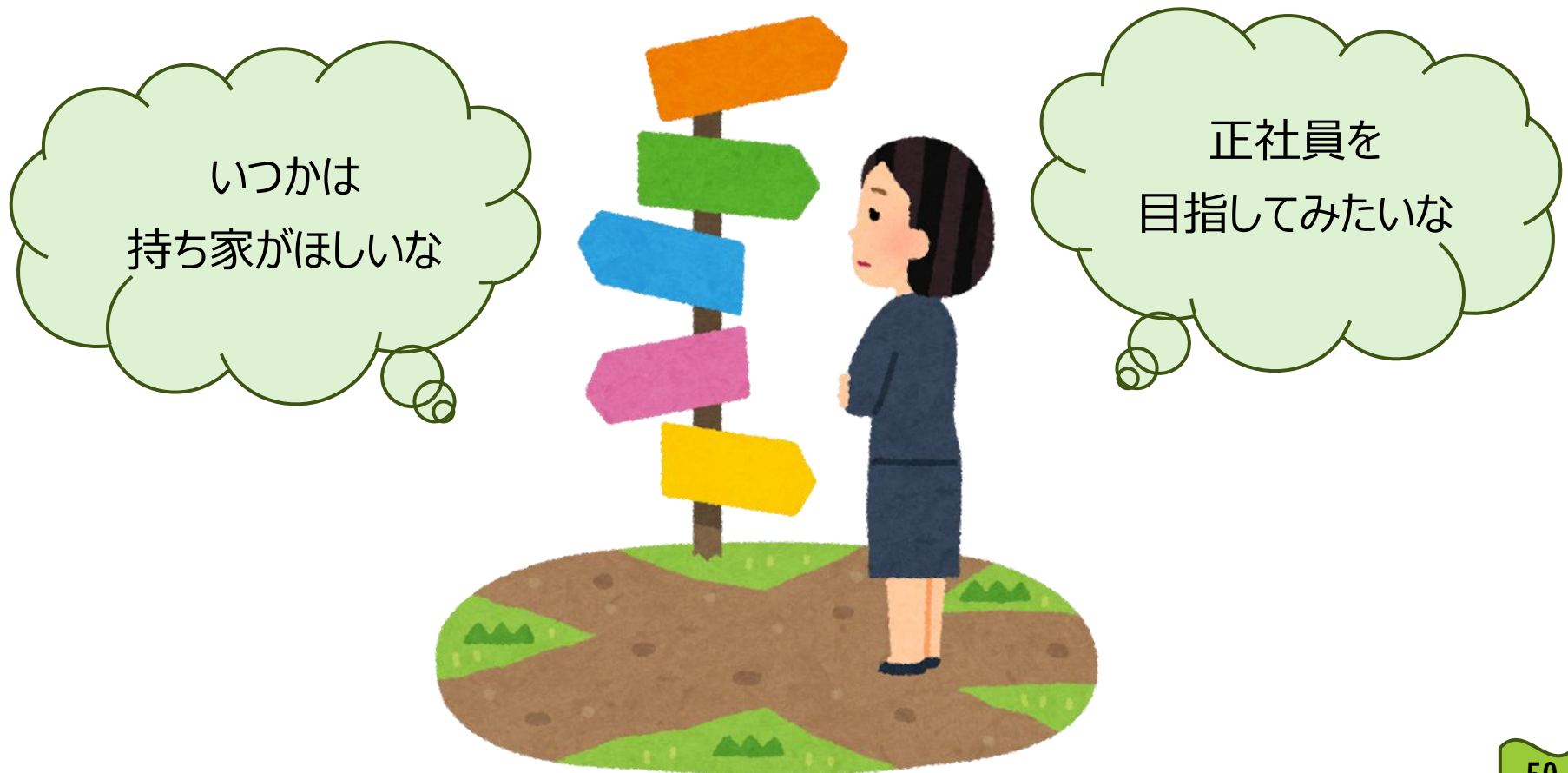
- ・パートの方（年収110万円～年収160万円）
- ・個人事業主の方（年収180万円～年収200万円）

3 今後に向けたメッセージ

- ▶ 質疑応答コーナー②

ライフ×キャリアを考える

自分と家族がこれからしたいことや実現したいこと（ライフ）に合わせて、
お金のこと、仕事のこと（キャリア）を計画してみましょう。



ライフ×キャリアシミュレーターを使ってみよう

スマートフォンで簡単に、世帯全体のお金の将来の見通しを見ることができます！

The screenshot shows the Tokyo Metropolitan Government's official website. In the top left corner, there is a speech bubble icon and the text '東京都' (Tokyo). In the top right corner, there is a button labeled '東京都公式ホームページ' (Tokyo Metropolitan Government Official Homepage) and a hamburger menu icon. The main content area features a large image of a smiling couple. Overlaid on the left is a smartphone displaying the 'ライフ×キャリア シミュレーター lite版' (Life x Career Simulator Lite Version) app. The app screen shows a 'START' button. To the right of the couple, the text 'ライフとキャリアで将来設計' (Design your future with life and career) is displayed. Below this text are two buttons: 'ライト版' (Lite Version) and 'フル版' (Full Version), both with arrows pointing right. At the bottom of the couple's image, there is small text: '気軽に将来設計するなら' (If you want to design your future easily) and 'もっと詳しく将来設計するなら' (If you want to design your future more thoroughly).

イフキャリ

検索

<https://lifecareerplansim.metro.tokyo.lg.jp/>



ライフ×キャリアシミュレーターを使ってみよう

画面にしたがってご自身とご家族の状況を順番に入力していきます。

<画面イメージ>

あと5問

あなたについて教えてください

年齢
25 歳

性別
男性 女性 その他

結婚
※事実婚の方も結婚しているをご選択ください。
している したい しない

← 前へ戻る 次へ進む →

診断をやめる

あと4問

働き方について教えてください

あなたの現在の働き方
※2つ以上の働き方をしている方はメインの働き方を選択してください

正社員 短時間正社員 契約社員/
派遣社員

パート/
アルバイト フリーランス/
個人事業主 その他

あなたの現在の年収
100 万円

現在のライフ・ワーク・バランスについて

ライフ 100% | ワーク 0%

現在の貯蓄
100 万円

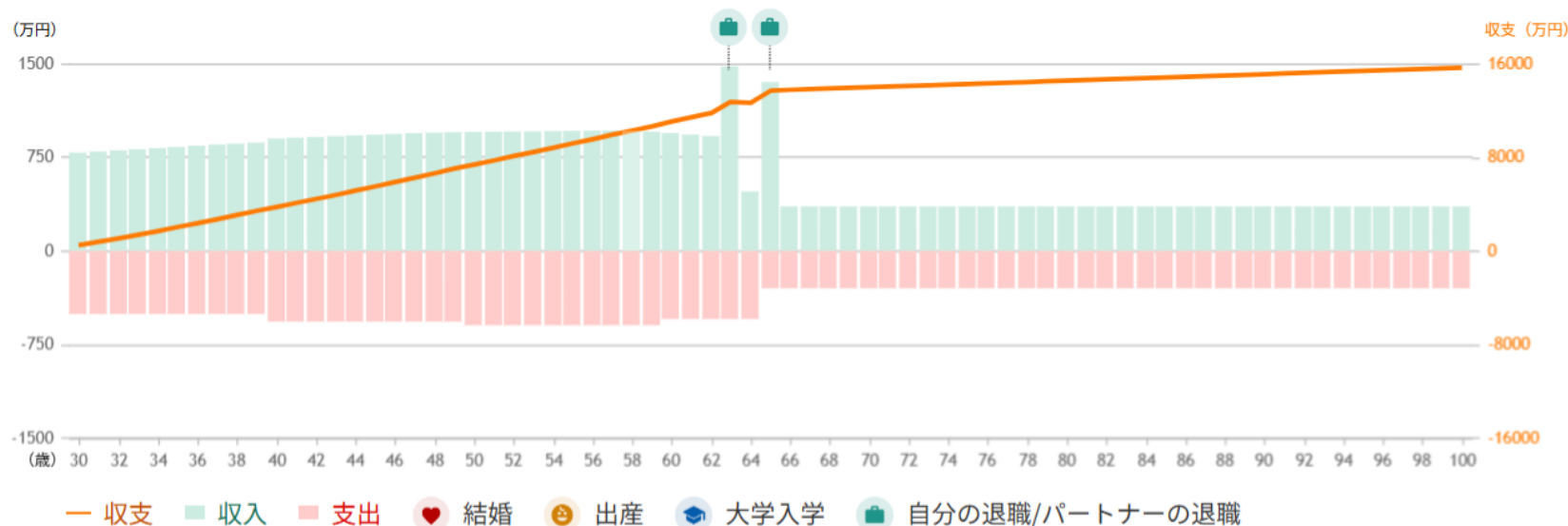
← 前へ戻る 次へ進む →

診断をやめる

ライフ×キャリアシミュレーターを使ってみよう

入力が終わると、将来見込まれるキャッシュフローと、それに対する簡単なアドバイスをもらえます。

<画面イメージ>



アドバイス



診断お疲れ様でした！

今の予定でいけば収支もプラスで順調なライフスタイルが送れそうですね。

長期的なキャリアを検討する場合、会社の制度や風土も働きやすさに影響します。

今のうちから会社の制度について理解を深めておけると安心です。

今後もバランスを保ちながら、自分らしいキャリアと生活を築いていってください。

※本シミュレーションは、統計データや一般的な仮定に基づいて推計し試算しております。

より詳細な設定が可能なシミュレーションはフル版をお試しください。

あなたが使える制度 /

APT Women 女性ベンチャーの成長支援プログラム

スケールアップを目指す女性ベンチャーに対して短期集中型育成プログラムを提供し、ロールモデルとなる女性ベンチャーを創出することで、現代の女性に起業という新しい生き方の選択肢を示すことを目的としています。



オンライン就職支援

自宅から手軽に就職活動。活動状況に合わせて選べるセミナー・プログラムやオンライン企業説明会など、就職を目指す方をオンラインでサポートします。



<年収110万円の壁はここ！>

影響度

大

106万：ご自身に**社会保険**加入義務が発生

※勤務先の企業規模やご自身の労働時間等による。

110万：**住民税**課税

住民税がかかりはじめる。

130万：配偶者の**社会保険**扶養から外れる ※60歳以上の方は、180万

新たに勤務先の社会保険に加入する必要がある。

影響度

大

160万：**所得税**課税

所得税がかかりはじめる。

：**所得税配偶者特別控除**が満額受けられなくなる

配偶者の収入が増えるにしたがって段階的に控除額が減っていく。

201万：**所得税配偶者特別控除**がなくなる

配偶者の年収が201.6万円を超えると、配偶者特別控除がゼロになる。

<最低賃金の上昇の影響について>

●最低賃金の上昇（令和6年10月～）

東京都：1,113円 → 1,163円（50円UP）

参考・東京都最低賃金の推移



毎年着実に上昇を続け、この面での処遇改善は進められています。
今後も上昇が続く可能性が高いです。

（政府は2020年代中に1,500円に到達することを目指しています。）

【年収110万円／パートの方のモデルケース】

■前提状況

- ・勤務先は、厚生年金加入者が60名の中小企業
- ・社会保険は夫の扶養に入っていて第三号被保険者。
税金がかからないようにと、住民税の壁 年収110万円以下になるよう労働時間を調整している。
- ・今後、年金受給開始となる65歳まではずっと働こうと思っている。
- ・現在の働き方：年収110万円
時給1,300円 1日5時間 週3日程度（年間165日）勤務



【年収110万円／パートの方のモデルケース】

年収110万円を超えたらどうなる？

＜＜税金は？＞＞

- 住民税は、原則年収が110万円を超えると所得割・均等割がかかりますが、年収106万円を超えて社会保険料を支払う方は、その社会保険料が所得控除を受けるため、結果として年収120万円前後までであれば、かからないケースが多いです。
- 所得税は、年収160万円以下のためかかりません。

＜＜社会保険は？＞＞

- 勤務時間を週20時間未満に抑える方は、扶養者の社会保険の保険証を引き続き利用できます。
- 勤務時間が週20時間を超えると、社会保険料をご自身で支払うようになります。

＜＜将来の年金年額は？＞＞

社会保険料を自分で払うようになる方は
基礎年金の受給に加えて、厚生年金による上積みを受け取ることができます。

【年収110万円／パートの方のモデルケース】

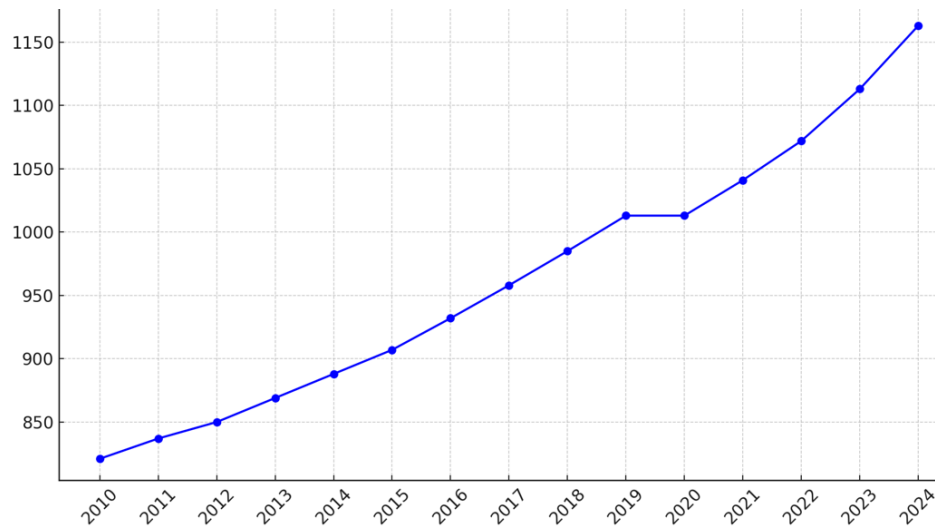
これからどうする？

- **選択肢1 ： 週20時間未満の労働時間を維持し、社会保険に未加入**
 - ⇒ 税金も社会保険料もかからず手取り収入は維持できます。
しかし、社会保険のメリット確保や将来の年金額の上積みはできません。
- **選択肢2 ： 可能な範囲で労働時間を増やし、社会保険にも加入**
 - ⇒ 労働時間を増やすと社会保険に加入することになりますが、
例えば年収130万円まで働くと、住民税・社会保険料を支払っても
手取り収入は維持されます。
 - ⇒ 社会保険料の他に住民税がかかるようになります。
ですが、労働時間の増加に合わせて働いた分だけ手取り収入は着実に
増加し、将来のご自身の年金も更に上積みされます。

年収の壁と最低賃金の上昇

全国の最低賃金の大幅な上昇が続き、同じ勤務時間でも年収を押し上げ、知らず知らずのうちに「年収の壁」を超えてしまう可能性があります。

東京都の
最低賃金の推移



厚生労働省出典をもとにグラフ化

3年前：時給1,050円
×20時間×4週
= 84,000円/月

1,008,000円/年



現在：時給1,170円
×20時間×4週
= 93,600円/月

1,123,200円/年

同じ勤務時間でも106万円の壁を超えてしまいます！

106万円の壁を超えそうになったら・・・

※厚生年金加入者が**51人以上**の企業等にお勤めの方

壁を超えて社会保険制度に加入した場合、受け取ることができる年金額が増えます。健康保険は、ケガや病気で会社を休んだ時に「傷病手当金」、産前産後休業期間中に「出産手当金」を受け取ることができます。



出典：厚労省

まずは、社会保険の加入要件に該当するか、想定される社会保険料はいくらか、勤め先に相談してみて、働き方を選択しましょう。

被扶養者が130万円の壁を超えると・・・

被扶養者は、残業代や賞与を含む全ての年間収入に基づき認定されます。

継続的に 年収130万円を超過する場合は、被扶養者から外れます。

＊ 個人事業主の場合、国民年金、国民健康保険に加入します。

＊ パートなど従業員として雇用されている場合、勤務先で健康保険・厚生年金に加入します。

繁忙期など一時的に 収入が増えた場合、被扶養者の収入確認にあたって、健康組合に事業主の証明を提出することで、被扶養者を継続できる場合があります。130万円を超える前に、配偶者の加入する健康保険組合に、被扶養者要件を確認するようにしましょう。



<年収160万円の壁はここ！>

影響度

大

106万：ご自身に**社会保険**加入義務が発生

※勤務先の企業規模やご自身の労働時間等による。

110万：**住民税**課税

住民税がかかりはじめる。

影響度

大

130万：配偶者の**社会保険**扶養から外れる ※60歳以上の方は、180万

新たに勤務先の社会保険に加入する必要がある。

160万：**所得税**課税

所得税がかかりはじめる。

：**所得税配偶者特別控除**が満額受けられなくなる

配偶者の収入が増えるにしたがって段階的に控除額が減っていく。

201万：**所得税配偶者特別控除**がなくなる

配偶者の年収が201.6万円を超えると、配偶者特別控除がゼロになる。

【年収160万円／パートの方のモデルケース】

■前提状況

- ・勤務先は、厚生年金加入者が80名の中小企業



- ・既に社会保険には加入している。人手が不足している会社から、「もう少しシフトを増やしてほしい。」と頼まれている。
子どもが手が離れてきたので検討してもよいと思っているが、
年収の壁により世帯収入が減ってしまう働き損はしたくない。
- ・今後、年金受給開始となる65歳まではずっと働こうと思っている。
- ・現在の働き方：年収160万円
時給1,300円 1日6時間 週4日程度（年間200日）勤務

【年収160万円／パートの方のモデルケース】

年収160万円超えたらどうなる？

＜＜税金は？＞＞

- ご自身の税金・・・住民税に加えて、所得税もかかるようになります。
- 配偶者（夫）の税金・・・配偶者特別控除（38万円）が満額受けられなくなります。
ご自身の収入が増えるにつれて、段階的に控除額が減っていきます。

＜＜社会保険料は？＞＞

- 年収130万円を超えているため、配偶者（夫）の社会保険から外れます。
そのため、ご自身で会社の社会保険に加入することになります。

＜＜将来の年金年額は？＞＞

- 基礎年金に加え、厚生年金部分も生涯にわたり受給できます。

【年収160万円／パートの方のモデルケース】

これからどうする？

☐ 選択肢1:このままの労働時間を維持。

⇒ 基本的に変化はなく、傷病手当金や将来の年金を上積みできます。

☐ 選択肢2:可能な範囲でシフト（労働時間）を増やす。

⇒ 年収160万円を超えると、ご自身に所得税がかかり始めます。

加えて、配偶者（夫）の給与にかかる配偶者特別控除額が段階的に減り、配偶者（夫）の税金が少しだけ増えます。

ですが、基本的には、年収が増えるのご自身の手取りが増えますので世帯年収が減ることはありません。

働いた分だけ世帯収入は増えて、将来のご自身の年金にも上積みされます。

・・・講義の内容・・・

1 年収の壁とは？

- ・税金の壁について <これまでとこれから>
- ・社会保険の壁について <これまでとこれから>
- ▶ 質疑応答コーナー①

2 年収/働き方別 影響モデルケース紹介

- ・パートの方（年収110万円～年収160万円）
- ・個人事業主の方（年収180万円～年収200万円）

3 今後に向けたメッセージ

- ▶ 質疑応答コーナー②

【年収180万円／個人事業主の方のモデルケース】

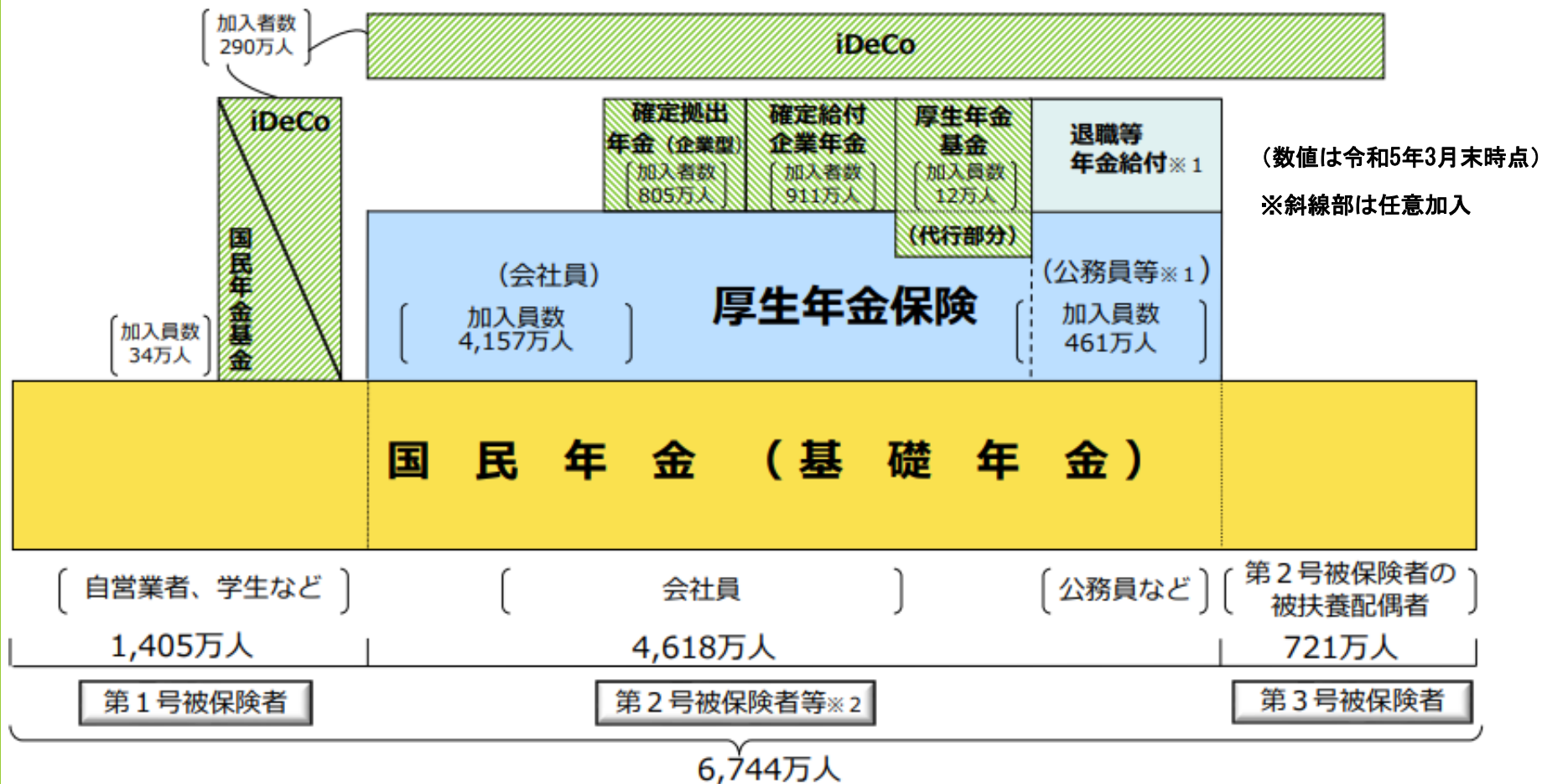
■ 前提状況

- ・30代女性の個人事業主（ハンドメイド作家）
- ・夫の扶養内で働いていたが、順調に依頼が増え、年収が被扶養者要件の130万円を超えたため、夫の被扶養者から外れた。
現在は、国民健康保険と国民年金に切り替え済み。
- ・仕事は軌道に乗っているものの、扶養から外れることになってしまい、全額自己負担の社会保険料の高さに困惑中。
老後についても、国民年金だけで大丈夫なのか不安に感じている。



年金制度の仕組み、備え方を考えるきっかけに

国民年金（第1号被保険者）を増やしたいのなら、iDeCoや国民年金基金の上乗せも方法の一つです。他には個人年金の活用などもあります。



出典：厚労省

【年収200万円／個人事業主の方のモデルケース】

■ 前提状況

- ・40代女性の個人事業主（ライター）



- ・事業の年収は200万円。スキマ時間を有効活用しようと、スーパーマーケットで週15時間（1日5時間×3日）のパート勤務を開始。
- ・最近になり、パート勤務先の店長から、週4日の契約に変えて、勤務時間を増やさないか打診される。契約の変更に伴い社会保険に加入することになるが、保険料の負担がどのように変わるのか疑問に思っている。

パートの社会保険加入で保障が広がる

法人化や副業先で社会保険に加入すると、保障の幅が大きく広がります。国民健康保険には「傷病手当金・出産手当金・扶養制度」がありませんが、社会保険に加入すると、いざという時に役立つ保障の幅が広がります。

社会保険に加入
して働くと



※月額給与
98,000円の例

¥ 年金額（40年加入）

年額 約**92万円**

40年のうち、**20年厚生年金**に加入した場合



**12万円
アップ**

¥ 傷病手当金

日額 **2,180円**

〔27日分支給で**58,860円**〕



国民健康保険・国民年金に加入

社会保険の扶養範囲で働く

年額 約**80万円**

国民年金のみに加入した場合の例

保障なし

病気やけがで会社を4日以上続けて休んだ場合は、社会保険から傷病手当金の受け取り（30日間休んだ場合の例）

出典：厚労省

働き方を“増やす＝保障を得る”という見方もできます

年金制度改正の全体像

ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度に変更されます。

① 社会保険の加入対象の拡大

中小企業の短時間労働者などが、厚生年金や健康保険に加入し、年金の増額などのメリットを受けられるようにする。

② 在職老齢年金の見直し

年金を受給しながら働く高齢者が、年金を減額されにくくなり、より働けるように見直し。

③ 遺族年金の見直し

遺族厚生年金の男女差を解消。子どもも遺族基礎年金を受け取りやすくする。

④ 保険料や年金額の計算に使う賃金の上限の引上げ

一定以上の月収のある方に、賃金に応じた保険料を負担頂き、現役時代の賃金に見合った年金を受け取りやすくする。

⑤ その他の見直し

こどもの加算などの見直し、脱退一時金の見直しを行う。iDeCoに加入できる年齢の上限引上げなど、私的年金の見直しを行う。

年金法改正の今後の検討課題

日本の年金制度は、少子高齢化の進展や多様な働き方に対応するため、継続的に見直しが行われています。

- ✓ 少子高齢化のさらなる進行への対応
- ✓ 多様な働き方へのさらなる適応
- ✓ 「年収の壁」問題の解消
- ✓ 世代間・世代内の公平性の確保
- ✓ 私的年金制度の拡充と公的年金との連携



これらの年金制度改正の方向性や具体的な内容は、主に厚生労働省や日本年金機構のウェブサイト、および社会保障審議会年金部会等の資料で確認することができます。

自分の、自分たちの未来がどうなるのか、アンテナを張っていくことが求められます。

「壁を超える」という選択肢

今の「手取り」だけで働き方を決めると、将来の“選択肢”を失ってしまうかもしれません。
これからの時代、「壁を超える」ことが、未来を広げる第一歩です。

～長く働き続けられる環境や働き方を見つける～

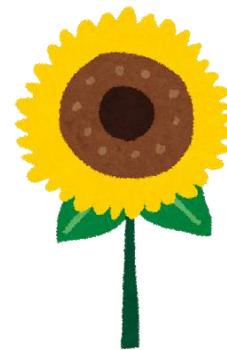
～将来も通用するスキルや専門性を身につける～

～「自分らしく働く」「誰かに必要とされる」未来を育てる～



～生活水準の向上を目指す～

～やりがいや充実感を得る～



「壁を超える」という選択肢 ～データ～

① 企業のDX化・AI化の進展（仕事が減ることの根拠）

・**中小企業のDX推進状況**：2024年の調査によると、「アナログで行っていた作業やデータのデジタル化を進めている」と回答した企業は35.7%であり、DXの取り組みが進展しています。（独立行政法人中小企業基盤整備機構）

・**DXの成果**：DXの成果が出ている（「成果が出ている」「ある程度成果が出ている」）企業は81.6%で、前回調査の76.7%から4.9ポイント増加しています。（独立行政法人中小企業基盤整備機構）

② 企業のリスキング予算の増加（短時間勤務者への影響）

・**リスキング予算の確保・検討状況**：2024年度の調査では、大企業の約7割が「リスキング予算」を確保または検討中であると回答しています。（パーソルパートナー株式会社）

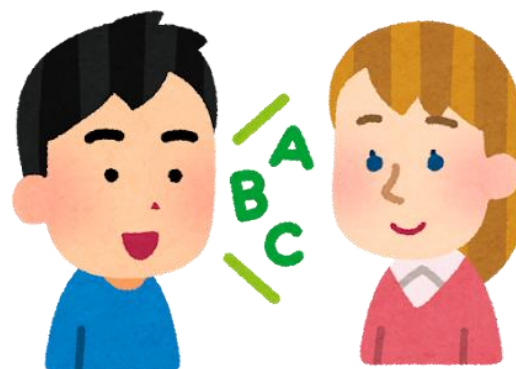
・**人材開発予算の増加**：2024年から2025年にかけて、51.3%の企業が社員一人当たりの人材開発予算を増加させたと回答しています。（アール株式会社）

「壁を超える」という選択肢 ～データ～

③ 若手・学生のスキル重視の傾向（スキルファースト）

・**スキルファーストの人材戦略**：現在の人材市場では、採用や人材確保において経歴や学歴よりもスキルを最も重視する「スキルファースト」の人材戦略が注目されています。（LinkedIn）

・**若年層のスキルアップ意識**：20代の会員を対象とした調査で、資格取得やスキルアップに対する意識が高まっており、特にITスキルや語学力の向上に関心が集まっています。（株式会社Wiz）



「自分×職業＝適職」を考える。

過去やってきたこと、将来やりたいこと、自分らしくって？など、色々な角度から考えましょう。自分が納得するだけでなく、周囲が応援したり協力してくれることが重要です。



自己診断ツール



テーマ



イメージ検索（地図）



仕事の性質



スキル・知識など



免許・資格



職種カテゴリー



産業別

job tag を使ってみよう

職業について、内容、就労する方法、求められる知識・スキルや、どのような人が向いているかなどが総合的にわかるサイトです。

<画面イメージ>

適職を知る

自分に合う職業が何なのか分からない方は、こちらの機能で探索してみましょう。

[自己診断ツールの紹介動画](#) 

自分に合う職業を知りたい

[職業興味検査](#) 

あなたの仕事に対する「興味」から適職を探索します。

[仕事価値観検査](#) 

あなたの仕事に対する「価値観」から適職を探索します。

[職業適性テスト（Gテスト）](#) 

あなたの「能力面の特徴」から適職を探索します。

[しごと能力プロフィール検索](#)

あなたのスキルや知識などから「しごと能力プロフィール」を作成して適職を探索します。

[ポータブルスキル見える化ツール](#)

あなたの「ポータブルスキル（※）」からそれを活かせる職務・職位を探索します。

※業種や職種が変わっても強みとして発揮できる持ち運び可能な能力

職業を検索する

探したい職業のキーワードや条件などがある方は、こちらの機能で探索してみましょう。

[職業情報の紹介動画](#) 

[職業検索の紹介動画](#) 

ざっくりとしたイメージから探したい

[フリーワードで検索](#) 

職業名やキーワードから職業を探します。

[テーマで検索](#) 

「ファッションの仕事」、「音楽の仕事」などのテーマから職業を探します。

[イメージ検索（地図）](#) 

「地図」で働く場所を選んで職業を探します。

具体的な条件から探したい

[仕事の性質で検索](#) 

「重視する」、「できるだけ避けたい」、「避けたい」仕事の性質から職業を探します。

ジョブタグ

検索

<https://shigoto.mhlw.go.jp/User/>



・・・講義の内容・・・

1 年収の壁とは？

- ・税金の壁について <これまでとこれから>
- ・社会保険の壁について <これまでとこれから>
- ▶ 質疑応答コーナー①

2 年収/働き方別 影響モデルケース紹介

- ・パートの方（年収110万円～年収160万円）
- ・個人事業主の方（年収180万円～年収200万円）

3 今後に向けたメッセージ

- ▶ 質疑応答コーナー②

<今後に向けたメッセージ>



「年収の壁」という制度を深く知ること、働き方の幅が広がるのではないのでしょうか。例えば、これから働く時間を増やして社会保険に入るのであれば、もしものときに備えることもできます。私たちは、人生100年時代を生きています。少し先の未来にも、目を向けてみませんか？



物価高や老後資金問題など、先行きが不安な時代です。現在の生活水準を上げたり、将来の自分のゆとりを実現するためなど、今後も働き続けるのであれば、積極的に年収の壁を越えて手取りを増やすことおすすめします！

**皆さんが選ぶ働き方が、
より豊かな未来へとつながることを
心から願っています。**

最後の質疑応答の時間です

- 画面下の「Q & A」ボタンを押し、ご質問をご入力ください。
(匿名でご質問できます。)

※お時間の制約上、全てのご質問にお答えできかねる点をご了承下さい。

【個別相談窓口】のご案内



対象：個人・企業
個別相談窓口 **無料**

「年収の壁を知る事業」
主催

個人や企業の「年収の壁」に関する相談を電話、メール、オンラインで受け付け
社会保険労務士、税理士、ファイナンシャルプランナーが回答

お電話で相談 通話料無料
0120-545-027
受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

メールで相談
メール相談フォーム →

オンラインで相談
オンライン相談予約 →

※翌営業日にご返信します
(混雑等により遅れる場合があります。)

※オンライン会議ツール「Zoom」を利用

個人や企業の状況に合わせた個別の相談を、電話・メール・オンラインにて無料で受け付けています。お気軽にご相談ください。

年収の壁を知る 個別相談窓口

検索

<https://nenshunokabe.metro.tokyo.lg.jp/consultation/>

【専門家派遣】のご案内



対象：企業
無料
専門家派遣

「年収の壁を知る事業」
主催

「年収の壁」による従業員の就業調整等に課題を抱える企業に、
専門家を派遣し3つの支援を実施

個別相談
企業の経営者や担当者に
専門家を派遣し課題解決の
提案を行います。

講習会
「年収の壁」に関する税制
や社会保険制度等に関して
詳しく説明を行います。

個別相談会
パートタイム労働者等が一
人ずつ個別の事情を相談で
きる相談会を実施します。

就業調整等による人材活用に課題を抱える企業に、専門家を無料で派遣します。要望に応じて、経営者や人事担当者との個別相談、パートタイム労働者や社員、フランチャイズ加盟店店長等への講習会、個別相談会を実施します。

年収の壁を知る 専門家派遣 検索

<https://nenshunokabe.metro.tokyo.lg.jp/expert/>



東京しごと財団「年収の壁突破」総合対策促進奨励金の活用

社会保険加入促進コース

社会保険料に関する手当を新設することで、「年収の壁」に伴う現場の問題解決に取り組む都内中小企業事業主に奨励金を交付します。

奨励金額 1事業主 **30万円**

配偶者手当見直しコース

配偶者の収入要件がある配偶者手当を見直すことで、女性の活躍を後押しした都内中小企業事業主に奨励金を交付します。

奨励金額 1事業主 **30万円**

令和7年度の事前エントリー受付期間は全10回です。各回の受付期間終了後に抽選を行い、当選した事業主が当選メール送信日から1か月以内に交付申請を行うことができます。※事前エントリーは、1事業主につき1回限りです。

募集回	予定社数	事前エントリー受付期間
第4回	130社	令和7年8月1日（金）午前9時 ～ 令和7年8月29日（金）午後5時

受付中

年収の壁突破 奨励金

検索

<https://nenshunokabetoppa-syoureikin.jp/>

次回のオンラインセミナーのご案内

無料



第3回 女性が活躍するための 「年収の壁」普及啓発セミナー

【開催日時】 10月28日（木）
13:30-15:30

【対 象】 都内在住の方・都内企業



年収の壁を知る セミナー

検索

<https://nenshunokabe.metro.tokyo.lg.jp/seminar/>



ご清聴ありがとうございました。

ご退出の際に

簡単なアンケートへの

ご協力をお願い致します。

